

平成30年10月 5 日（金曜日）

第 2 号

平成30年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会会議録

第2号

平成30年10月5日（金曜日）

出席委員

委員長

松浦宗信君

副委員長

橋本豊行君

安住太伸君

小岩均君

内田尊之君

大越農子君

久保秋雄太君

船橋賢二君

畠山みのり君

白川祥二君

赤根広介君

中野渡志穂君

佐野弘美君

沖田清志君

笹田浩君

梶谷大志君

笠井龍司君

中野秀敏君

花崎勝君

村木中君

田中芳憲君

大崎誠子君

長尾信秀君

吉井透君

三井あき子君

遠藤連君

喜多龍一君

出席説明員

知事 高橋はるみ君

副知事 辻泰弘君

同 窪田毅君

同 阿部啓二君

総務部長
兼北方領土対策
本部長 中野祐介君

総務部職員監 山岡庸邦君

総務部危機管理監 橋本彰人君

人事局長 佐藤則子君

財政局長 森隆司君

法務・法人局長
兼大学法人室長 村井篤司君

財政課長 古岡昇君

総合政策部長 小野塚修一君

総合政策部
交通企画監 黒田敏之君

総合政策部
空港戦略推進監 豊島厚二君

政策局長 濱坂真一君

国際局長 中島俊明君

交通政策局長 柏木文彦君

交通政策局次長 宇野稔弘君

胆振東部地震災害
復興支援室長 安加賀雅浩君

【予算特別委員会 10月5日 第2号】

地域戦略課長兼
空港運営戦略推進室
参事
兼胆振東部地震災害
復興支援室参事

工藤公仁君

環境生活部長 渡辺明彦君

環境生活部
アイヌ政策監
長橋聡君

環境局長 相田俊一君

生物多様性担当局長
東郷典彰君

保健福祉部長 佐藤敏君

保健福祉部
少子高齢化対策監
栗井是臣君

地域医療推進局長 三瓶徹君

健康安全局長 竹縄維章君

経済部長 倉本博史君

経済部観光振興監
本間研一君

経済部食産業振興監
中田克哉君

観光局長 近藤裕司君

地域経済局長 田畑洋一君

誘客担当局長 榎信彦君

環境・エネルギー
室長
鳴海拓史君

環境・エネルギー
室参事
池本浩暁君

農政部長 梶田敏博君

農政部
食の安全推進監
甲谷恵君

生産振興局長 宮田大君

水産林務部長 幡宮輝雄君

建設部長 岡田恭一君

建設部建築企画監
平向邦夫君

土木局長 天野俊哉君
砂防災害担当課長 山廣孝之君

会計管理者
兼出納局長 小玉俊宏君

企業局長 根布谷禎一君

道立病院部長 田中宏之君

教育庁
教育部長
兼教育職員監
坂本明彦君

選挙管理委員会
事務局局長 森弘樹君

人事委員会
事務局局長 山口修二君

警察本部
警総務部長 池田康則君

労働委員会
事務局局長 成田祥介君

監査委員事務局局長 佐藤和彦君

収用委員会
事務局局長 木村幸子君

議会事務局職員出席者

議事課参事 樫山博哉君

議事課主幹 西本司君

同 永井宏佳君

議事課主査 渋谷崇君

同 羽生孝之君

同 伊勢村亮君

同	高橋	学君	同	伊藤	秀和君
同	小野寺	輝彦君	同	田中	啓之君
同	中川	雅年君	同	堤	輔君
同	井溪	雅晴君	同	高橋	智嗣君
同	浅水	舞君	同	神澤	信宏君

午前10時1分開議

○松浦宗信委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

[渋谷主査朗読]

1. 分科正・副委員長について、

第1分科委員長に	大越	農子	委員
同 副委員長に	畠山	みのり	委員
第2分科委員長に	笹田	浩	委員
同 副委員長に	内田	尊之	委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

安住	太伸	委員
大越	農子	委員

であります。

○松浦宗信委員長 それでは、議案第1号ないし第3号及び第25号を一括議題といたします。

1. 各分科委員長の報告

○松浦宗信委員長 この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第1分科委員長大越農子君。

○大越農子第1分科委員長 私は、第1分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月28日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、10月2日から、第1分科会各部所管にかかわる平成30年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、10月4日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

【予算特別委員会 10月5日 第2号】

1. 災害時の医療体制について
1. 胆振東部地震における対応について
1. 100年記念施設について
1. アスベスト対策について
1. 山岳環境整備について
1. 青少年健全育成条例に基づく有害指定について
1. 地震災害とJR北海道の路線見直しについて
1. 国際貿易交渉について
1. 災害対応について
1. 港湾の機能強化について
1. JR北海道の路線見直し問題等について
1. 復興対策について
1. 交通政策について
1. 胆振東部地震の復興支援について
1. 国際化への対応について
1. 災害対策について
1. 災害対応について
1. 北方領土問題について
1. 文書管理と業務改善について
1. 災害対策について
1. 地域防災と避難所の環境改善等について
1. 女性登用の促進について

に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○松浦宗信委員長 御苦労さまでした。

第2分科委員長笹田浩君。

○笹田浩第2分科委員長 私は、第2分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は9月28日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、10月2日から、第2分科会各部所管にかかわる平成30年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が

行われ、10月4日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管にかかわる質疑並びに質問の概要につきましては、お手元に配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、

1. 災害対応について
1. 胆振東部地震対策について
1. 7月の大雨被害に伴う河川整備について
1. 防災拠点となる庁舎の耐震化について
1. 北方四島共同経済活動について
1. 種子生産に係る条例について
1. 日米貿易協議について
1. 種子条例について
1. 種子の基本問題について
1. 種子生産について
1. 電源確保などについて
1. 北海道電力の責任等について
1. I R誘致と判断について
1. 産業の復興について
1. 災害対策等について
1. 人手不足対策について
1. 観光資源としての山岳整備について
1. 電力供給体制の確保について
1. エネルギー政策について
1. 食と観光の振興について

に関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

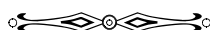
（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○松浦宗信委員長 御苦労さまでした。

以上をもちまして各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩



午後1時44分開議

○松浦宗信委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、内田委員の災害対応について、田中(芳)委員の地震災害とJR北海道の路線見直しについて、大崎委員の電源確保などについて及び北海道電力の責任等について、富原委員の産業の復興についてを、船橋委員の災害対策についてに組み入れること、長尾委員、船橋委員、村木委員の総括質疑保留事項は、田中(芳)委員が一括して質疑を行うこと、沖田委員の災害対応については、畠山委員の災害対応についてに、橋本委員の胆振東部地震対策については、梶谷委員の災害対策等についてにそれぞれ組み入れること、沖田委員、畠山委員、橋本委員、小岩委員の総括質疑保留事項は、梶谷委員が一括して質疑を行うこと、沖田委員の災害時の医療体制について及び港湾の機能強化について、畠山委員の100年記念施設について及び北方領土問題について、梶谷委員の北方四島共同経済活動について及び人手不足対策については取り下げること、安住委員の観光資源としての山岳整備については、赤根委員の山岳環境整備についてに組み入れること、赤根委員、白川委員の総括質疑保留事項は、安住委員が一括して質疑を行うこと、中野渡委員の総括質疑保留事項は、吉井委員が一括して質疑を行うこととする旨、それぞれ申し出がありましたので、御了承願います。

1. 総括質疑

○松浦宗信委員長 これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

田中芳憲君。

○田中芳憲委員 それでは、通告に従い、大崎委員、長尾委員、富原委員、村木委員、船橋委員、内田委員の総括質疑保留事項をあわせ、順次、知事に伺ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、今回の北海道胆振東部地震に係る災害対策について、まず、激甚災害制度の見直しについてお聞きしたいと思います。

分科会では、激甚災害による本激指定が行われたことを踏まえ、国庫負担率のかさ上げの可能性について伺ったところ、現在の制度に基づいて試算する限り、負担率のかさ上げは厳しい見通しとの答弁でございました。

こうした状況は、本道に限ったことではありません。深刻な被害が出た平成26年の広島豪雨災害や、29年の九州北部での豪雨災害などでも同様のことであります。

激甚災害制度の創設以来、相当の年月を経ており、その間に社会経済情勢も大きく変化しているにもかかわらず、従来どおりの制度がそのまま適用され、この制度に基づく地方負担の軽減が受けられないとすれば、制度のあり方自体を問い直す必要があると考えます。

特に、本道は、広い地域に人口や産業が分散し、それだけ公共土木施設の整備が重い負担とな

っているからであります。

加えて、他県よりも人口の減少や少子・高齢化が進んでおります。産業の規模、道の財政力などを考慮した場合、現行の判定基準が実情に合ったものか、疑問を禁じ得ません。

現在の激甚災害制度の見直しについて、国に働きかける必要があると考えます。

知事は、こうした状況をどのように認識され、今後、どう対応するお考えなのか、伺いたいと思います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 激甚災害への対応についてであります。本道における公共土木施設災害復旧事業の国庫負担率は、沖縄県などと同様に、その他の都府県よりもかさ上げ措置がされているところであり、一定の地方負担額の軽減が図られているところでもあります。

また、大規模災害時に適用される激甚災害法においても、国庫負担率のかさ上げが措置されることとなっているところでもあります。地方負担率の軽減が図られている本道においては、その他の都府県と比べて、かさ上げの対象となる被害総額が大きいことや、算定に当たって、1年間の激甚災害の地方負担額の合計と標準税収入に応じて決定されるため、かさ上げ措置の確定に時間を要するなど、複雑な制度となっていると認識をいたします。

しかしながら、今回のような甚大な災害に対応し、一日も早い復旧を図るためには、国による速やかな支援や十分な財政措置などが必要と考えるところであり、道といたしましては、これまでも、近年の大雨や地震などが頻発する状況を踏まえ、査定の簡素化や、調査設計費用に係る地方負担額の軽減などについて要望してきたところであり、今後は、激甚災害制度に関する基準や手続などの検証を行うとともに、全国知事会とも連携して、制度の改善に向け、国に要請するなど、適切に対応してまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは次に、復興支援についてお聞きしたいと思います。

けさも大きな余震が発生したところでもありますけれども、被災地域においては、今なお、避難生活が続き、不自由な暮らしを強いられている方々が多く、道としては、引き続き、災害対策本部による応急の対策や、避難所の運営等に最優先で取り組むべきと考えますが、一方で、特に被害が深刻な地域が活力を取り戻し、一日も早く、復旧、復興を果たしていくためには、地震災害への対応全体のステージが、災害対策から復興対策へと移っていくまで待つことなく、本格的な復旧、復興に取り組んでいくことが重要だと思います。

そのためには、このたび道が設置した胆振東部地震災害復興支援室が、復旧、復興に向けた取り組みの促進に中心的な役割を果たさなければならず、今後の状況変化を踏まえて、必要な体制の強化を行うなど、柔軟に組織体制を見直していくことも必要ではないかと考えます。

知事は、被災地域の復旧、復興にどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○高橋知事 復興に向けた体制についてであります。このたびの地震により甚大な影響を受け

た地域が、一日も早く、もとの生活や産業活動を取り戻すためには、引き続き、地震後の応急対策や避難所の運営支援などに全力で取り組むとともに、被災地域が将来に向けた復興への取り組みに踏み出していくため、道と地元市町村が一体となって取り組んでいくことが重要と考えます。

このようなことから、道では、地域の実情や復興に向けたニーズをしっかりと把握し、具体的な事業化などにつなげていくため、庁内各部や国などの関係機関との連絡調整を担う胆振東部地震災害復興支援室を新たに設置いたしたところでありまして、今後、本格的な復旧、復興に向けては、地域の実情を踏まえながら、農業土木や建築などといった技術系職員の活用、被災地域の復興を支援する本部の設置など、必要な体制の見直しを適切なタイミングで行い、迅速な復旧、復興の実現に向けて、全庁が一丸となって取り組んでまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは次に、大規模停電の検証についてお聞きしたいと思います。

各部審査では、このたびのブラックアウトを生じさせた北電の責任に関し、電源を過度に集中させてきた点や、強制停電の上限設定など、経営判断にかかわる責任のほか、道の施設でも生じた、停電による損害に関する賠償責任等について伺ってまいりましたが、明確な対応方針は御答弁いただけませんでした。

ブラックアウトがなぜ生じたのかなどについては、電力広域的運営推進機関による第三者委員会の検証結果を待たなければなりません。

また、この委員会は、北海道全域に及ぶ大規模停電の発生原因の分析や再発防止策などの検討が狙いであり、賠償責任が生じる過失があったのかを検証する場ではないと受けとめております。

道も、ブラックアウトに関する検証を行う委員会を独自に設置すると報じられておりますが、こうした場では、賠償責任の有無も含めて検証を行う必要があるのではないかと考えるところであります。

道は、独自の検証委員会でどのような検証を行う考えなのか、スケジュールなども含めて、改めて知事にお考えをお聞きしたいと思います。

○高橋知事 北電の責任などについてであります。利用者への電力供給を規定している電気供給約款では、災害により供給を中止した場合について、同社の責めとならない理由によるものであるときには賠償責任を負わない旨が定められているところでありますが、このたび発生した大規模な停電により、道民の皆様方の暮らしや産業活動は重大な影響を受けており、電力事業者としての北電の責任は極めて重いものと認識をするものであります。

道といたしましては、10月中に中間報告が予定されている、国の検証委員会における、今回の大規模停電発生に係る北電の対応に関する検証結果を確認するとともに、防災対策基本条例に基づいて11月上旬に設置する検証委員会において、停電発生後の北電の対応についても検証を行い、道の対応を判断してまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 次に、電力の安定供給についてお聞きしたいと思います。

各部審査では、今回のブラックアウトを踏まえ、道民の生活や産業など、あらゆる面で重要な役割を果たす電力の安定供給などについてお聞きしてまいりましたが、国の検証委員会による分析などを注視するといった答弁が多く、北海道始まって以来のブラックアウトを経験した道民の多くが共有している不安の解消につながる答弁はいただけませんでした。

本道における電力の安定供給に関しては、節電の取り組みや北本連系線の増強など、さまざまな課題もあります。特に、人口密度が低く、産業の集積も乏しい道内で、電力事業が自由化の波にさらされたとき、どのような影響が生じるのか、この点をしっかり検討していく必要があると思います。

道は、北海道全域に及ぶような停電を再び生じさせないように、独自に検証を行うとのことですがけれども、その結果によっては、北海道が置かれている電力事情の特異性を踏まえ、国に特別の措置を求めていく必要もあると考えます。

知事は、本道における電力の安定供給に向けて、どのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○高橋知事 電力の安定供給についてであります。自由化や送配電部門の法的分離など、電力システム改革の進行、再生可能エネルギーに関する国際的な取り組みの加速や、我が国における主力電源化への位置づけ、あるいは、AI、IoTなど先端技術を活用した新たなエネルギービジネスの開発など、エネルギー政策を取り巻く環境は大きく変化しているところであります。

電力は道民の暮らしと経済の基盤であり、そうした中であっても、このたびのような北海道全域にも及ぶ停電を再び生じさせず、安価で安定的な電力の供給が確保されることが重要であります。

道といたしましては、このたびの大規模停電を踏まえ、改めて、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、地域で自立的に活用可能なエネルギーの地産地消に取り組むとともに、積雪寒冷かつ広大で、送電網の整備、維持に多大なコストを要する一方、融通に制約があるといった電力事情や、再生可能エネルギーに関して全国トップの賦存量を有し、我が国全体のエネルギーミックスの実現にも貢献し得る可能性を踏まえ、国に対し、本道の実情に合致した電力システムの整備を提案し、将来にわたり、本道における電力の安定供給が確保されるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは次に、このたびの地震災害からの産業の復興、中でも、全域停電の影響で多くのキャンセルが発生するなど、大きな被害をこうむった観光産業の復興についてお聞きいたします。

各部審査では、今回、道が補正予算を追加提案し、10月1日から実施されております旅行割引制度、いわゆるふっこう割に関し、従来と異なり、同じ目的、内容の事業に、道と国から、それ

ぞれ補助金あるいは交付金といった形で、事業実施団体である観光振興機構に資金が支出されるという変則的な扱いとなっていることや、約83億円に上る多額の公費がつき込まれることなどから、特定の地域、業者にだけメリットが生じるような不適切な事業実施を未然に防止して、適正、公平で効率的な事業の実施を確保する必要があります。

こうしたことから、各部審査では、この事業の実施体制などについて道の考え方をお聞きいたしましたけれども、観光振興機構に対し、運用状況の検証を随時行うことを求めるとともに、適切に指導監督を行ってまいるとの答弁にとどまりました。チェック機能がしっかりと働く仕組みがどのように整えられるのか、明確ではありません。

緊急の事態であり、やむを得ない面はありますが、既に事業が動き出しており、早急に実施体制を確立すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

○高橋知事 ふっこう割についてであります。今月1日に開始をいたしましたふっこう割について、適正かつ効率的、効果的な運用を図るため、先般、観光庁から道に対し、実務を担う観光振興機構への指導監督を行うよう依頼があったところであります。

こうした国からの依頼を踏まえ、道といたしましては、公平性や透明性を確保することを基本に、本制度が、観光需要の早期回復はもとより、地域偏在など、本道特有の課題にも対応し、本道観光の持続的な発展に資するよう、戦略的かつ効果的な運用に向けた基本指針を早急に策定するとともに、道と観光振興機構で運用推進チームを設置し、取り組み状況を常に共有しながら、適切な指導や助言を行いますほか、適時に道議会や国に報告するなど、実効性ある推進体制を築いてまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 今回の震災におきましては、多くの観光客が行き場を失う事態が生じました。道でも対応を行ったことは承知しておりますが、それでも、多くの課題が残ったものと考えます。

各部審査では、災害時における外国人観光客への対応の課題に関して検証する場を設け、安全、安心な受け入れ環境の整備に努めてまいるとの答弁でありました。

災害は、またいつやってくるかわからないものであります。知事は、早急に取り組むべきと考えますが、この検証の時期についてお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋知事 災害時の外国人観光客への対応についてであります。今回の震災により落ち込んだ外国人観光客の旅行需要を早期に回復させるためには、情報発信やプロモーションを積極的に実施していくとともに、災害が発生した場合でも、観光客の方々の安全、安心がしっかりと確保される観光地づくりを進めていくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、国、市町村、宿泊や交通などの事業者団体などとともに、観光客に対する、公共交通機関の運行状況や避難場所などに関する情報発信、安全確保に関する対応の課題について検証する場を今月中をめどに設け、より安全、安心な受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは次に、J R北海道の利用促進についてお聞きしたいと思います。

各部審査では、今回の地震災害とブラックアウトによって、一時、J R北海道の全線で運休となり、J R北海道の収益面で大きな打撃となっていることから、その利用促進に官民が一体となって取り組む必要があるという点を指摘し、見解を伺いましたが、関係部局と連携したプロモーション事業の実施や観光列車の運行、SNSなどを活用した情報発信を進めるといった、個別の取り組みに言及する答弁でございました。

地震災害やブラックアウトといった外部からのショックで落ち込んだJ Rの利用ニーズを回復させるのは、J R北海道単独では容易ではありません。また、効果も限定的であると考えます。関係者が一体となって取り組む体制を早急に整える必要があると考えます。

知事は、この点についてどのように対応されるお考えなのか、お聞かせください。

○高橋知事 J R北海道の利用促進についてであります。本道の鉄道網は、道民の皆様方の暮らしはもとより、観光や物流など産業全般にもかかわる重要な交通基盤であり、持続的な鉄道網の確立に向けては、交通政策総合指針に基づき、関係団体が一体となって、利用促進の取り組みを進めていくことが重要と考えます。

道といたしましては、今後、道民の皆様方の日常的な利用促進はもとより、先般の震災の影響による風評被害等を払拭し、インバウンドを初めとした来道観光客の一層の利用拡大に向けた、さまざまな知恵と工夫を凝らした取り組みを、地域や関係団体の皆様方とともに、切れ目なく実施していく必要があると考えるものであります。

このため、道では、市長会、町村会を初め、経済団体や観光関係者など、さまざまな分野の皆様方に御参加いただく全道的な組織を年内にも設立し、関係者が一体となった全国的なプロモーションや情報発信など、国内外の来道者の方々に鉄道を利用していただく取り組みを戦略的に展開するとともに、沿線地域の協議会や、バス、タクシーなど他の交通事業者との連携を密にしながら、北海道の発展に寄与する鉄道ネットワークの構築に向け、オール北海道で利用促進に努めてまいる考えであります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは次に、今回の地震災害を踏まえた防災対策等の見直しについてお聞きいたします。

このたびの地震は、本道初となる震度7を記録する巨大地震であることに加え、苫東厚真火力発電所の停電を誘発し、これが全道域に及ぶ大規模停電に発展いたしました。

この結果、ほとんど全ての道民が被災者となるという、防災行政上、想定外の事態に至り、防災業務を担当する職員の皆さんも、試行錯誤しながら、被災者への対応などに当たったものと承知しております。

今後は、依然として避難を余儀なくされている方々や産業の復興に向けた取り組みをしっかりと支えていくことと並行し、今回の一連の災害対応について幅広い観点から検討を行い、地震を初

めとする次の大規模自然災害に備える必要があります。

各部審査では、今回の一連の災害対応について検証を行い、本道における災害の教訓として、市町村や防災関係機関はもとより、道民の方々とも共有するとともに、地域防災計画に反映させていく旨の答弁をいただきましたが、厳しい季節も迫っており、早急に取り組むことが、道民の皆さんの期待に沿うものと考えます。

知事は、このたびの地震災害を踏まえ、どのように防災対策等を見直し、道民の安全、安心につなげていくお考えなのか、スケジュール感を含め、お伺いしたいと思います。

○高橋知事 今後の防災対策についてであります。このたびの災害は、大規模地震による人的被害を初め、ライフラインの損傷など、広範囲にわたる甚大な被害が生じ、道内全域に及ぶ大規模停電により、道民生活や産業活動へ深刻な影響を及ぼすなど、未曾有の災害になった、このように認識をいたします。

道といたしましては、今もなお避難を余儀なくされておられる方々への支援にしっかりと取り組んでまいるとともに、近年、災害が頻発化、激甚化する中で、今回の経験を今後の対応にしっかりと生かしていくことが必要と考えます。

このため、道では、有識者や防災関係機関などから成る検証委員会を11月上旬にも設置し、このたびの一連の災害対応に関して検証を進め、各部局で独自に実施される検証結果も踏まえながら、年度内をめぐりに中間提言を取りまとめ、その後、最終報告をいただき、速やかに、今後の防災対策に反映させるなど、本道のさらなる防災力の強化を図るとともに、このたびの災害に対し、国や地元市町村などと一層連携を強め、私自身が先頭に立ち、北海道が一体となって、被災地域の復旧、復興に向けて、全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。

以上であります。

○田中芳憲委員 ことし、道民は、台風、地震といった複数に及ぶ大変大きな災害に見舞われたわけであります。この課題を解決するためには相当な長期間を要します。

今、知事から力強い御発言があり、多くの道民にとっても安心する御答弁であったのではないかと思います。

また、検証結果について、年度内をめぐりに中間提言をまとめるということですが、これには、数カ月、6カ月以上かかるのではないかと思いますし、それらを防災対策に反映するとなれば、来年4月を超えますけれども、知事がしっかりと北海道のトップであるよう御期待し、これは私見として述べさせていただきます。

次に、国際貿易交渉についてであります。

先日の日米首脳会談で、日米物品貿易協定——TAGに向けた交渉を開始することで合意されました。

発表された共同声明の中で、米国政府は、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であるとの日本政府の立場を尊重することが明記されたことから、各部審査では、今後の両国の政府間交渉を注視し、本道の重要品目に対する必要な国境措

置の確保などの万全の対応を適時適切に国に求める旨の答弁をいただきました。

しかし、御承知のように、米国は、中国や欧州はもとより、隣国であるメキシコ、カナダとも個別に厳しい貿易交渉を実施してきており、今後、日米両国の政府が具体的な交渉を進める中で、想定外の展開を見せることも十分考えられます。

そうした場合にも、我が国の食料供給に大きな役割を果たす本道の農林水産業が持続的に発展していくことが可能となるよう、道はしっかり役割を果たしていく必要があります。

知事は、このたびの日米物品貿易協定に向けた交渉開始という新たな展開を踏まえ、今後、どのように対応するお考えなのか、お聞かせください。

○高橋知事 国際貿易交渉に係る今後の対応についてであります。本道の農林水産業が、安全、安心で良質な農林水産物の安定供給や地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、生産者の皆様が、将来に希望を持ち、安心して経営に取り組んでいくことが何よりも重要と認識いたします。

このため、私といたしましては、本道の農林水産業をめぐる国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、地域の実情や意向を十分に踏まえ、競争力の強化や担い手の育成確保といった施策の展開に全力で取り組むとともに、今後の日米両政府による交渉をしっかりと注視しながら、関係団体などと連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や、本道の重要品目に対する必要な国境措置の確保といった万全な対応を適時適切に国に要請するなど、我が国にとってかけがえのない本道の農林水産業を守り抜くという強い決意で、私自身が先頭に立って、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは次に、文書管理と業務改善についてお聞きいたします。

各部審査では、複数年度にわたって審議会の議事録が作成されていなかったという不適切な事案を入り口として、こうした事案が後を絶たない構造的な要因や、管理監督の立場にある職員の役割、マニュアル化による業務改善の必要性などに関して伺ってまいりましたが、不適切な事務処理の背景にある、職場内の内部統制やマネジメントのあり方に関する課題、あるいは今後の対応などに踏み込んだ答弁はいただけなかったと思います。

これは、現在の道庁において、部局の縦割りの壁を越えて、こうした根本的な課題を掘り下げて議論しておらず、対策が検討されていないことを象徴していると考えます。

職員の意識も大きく変化する中で、まずは、業務の適正な執行を確保するため、庁内横断的にリスクマネジメントの仕組みづくりなどを議論する場を設け、時代の変化に対応した道庁の業務運営に関する基本的な方向性を改めて整理していく必要があると考えます。

この点について、知事の見解を伺います。

○高橋知事 道の業務運営についてであります。私といたしましては、このたびの文書管理など不適正事務が生じた事態を重く受けとめ、道庁内における業務の適正執行の確保は重要と、改めて認識を持ったところであります。

また、地方自治法の改正により、平成32年度から、地方公共団体の業務の適正な執行などを目的とする、いわゆる内部統制制度の運用が開始されることとなり、都道府県及び政令市においては、この制度の基本となる事項を定める方針を策定し、必要な体制を整備することとされているところであります。

道における業務の適正な執行を確保するため、関連する既存の仕組みを速やかに検証し、国の内部統制制度を踏まえて再構築を図るなど、庁内の関係部局が連携し、鋭意取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○田中芳憲委員 業務運営に関する基本的な方向性について、幅広い庁内議論を通じてコンセンサスの形成を図った上で、このたびのような不適切な事務処理を再発させないため、例えば、文書管理条例の制定を検討するなど、明確な庁内ルールを定める必要があると考えます。

知事はどのように対応するお考えなのか、お聞かせください。

○高橋知事 文書管理に関する今後の対応についてであります。審議会などの会議記録を作成することは、現在及び将来の道民の皆様方に対する説明責任を全うするために、大変重要なものと認識いたします。

私といたしましては、このたびの会議記録の未作成問題のような事態が再び生ずることがないように、管理職員に対する研修の実施などにより、公文書管理の重要性について職員の意識改革を図るとともに、会議記録作成のルールについても、職員にとって取り組みやすいものとなるよう、より明確な内容に見直しを図り、平成31年度から運用してまいる考えであります。

また、条例につきましては、既に制定している都県の運用状況や、その他の府県の動向も踏まえつつ、制定の必要性について検討を進めてまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 それでは最後に、種子生産に係る条例についてお聞きしたいと思います。

各部審査では、本道農業が、今後とも、地域を支える基幹産業として持続的に発展し、安全、安心で良質な食料を安定的に供給していくためにも、本道の基幹作物である豆類、ソバといった主要畑作物を含めた条例にすべき旨、伺ったところ、条例素案において当該作物を対象に含めていくことについて引き続き検討するとのことでありました。

我が会派の代表質問においても、条例に位置づけるよう指摘したところであり、農業・農村振興審議会などからも、主要畑作物を条例の対象にすべきとの意見や指摘があったとお聞きしております。

本道農業の持続的な発展を図るためには、主要畑作物の優良な種子の安定生産や普及に向けて、その取り扱いをしっかりと条例に位置づけることが重要であり、少なくとも、小豆やインゲン、エンドウ、ソバといった主要畑作物については条例に盛り込むべきと考えますが、この点に関する知事の見解を伺いたしたいと思います。

○高橋知事 種子生産に係る条例の対象作物などについてであります。本道農業が、我が国の

食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠であると考えられます。

道といたしましては、地域からの意見、これまでの道議会や審議会などでの御議論を踏まえ、良質な道産農産物の安定生産を通じ、本道農業の生産力と競争力を一層高めていくとともに、農業者の方々が安心して生産に取り組めるよう、条例素案において、稲や麦、大豆に加え、小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった作物を対象として明記した上で、審議会などでの御議論をいただきながら、年内を目途に条例案を取りまとめてまいります。

以上であります。

○田中芳憲委員 以上、いろいろお聞きしましたけれども、一日も早い復旧・復興対策にこれまで以上に御精進を賜るよう申し上げて、私からの質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○松浦宗信委員長 以上で田中(芳)委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

梶谷大志君。

○梶谷大志委員 それでは、沖田委員、畠山委員、橋本委員、小岩委員の総括質疑保留事項とあわせまして、通告に従って、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、JR北海道の路線見直しの問題等についてであります。

JR北海道への支援策については、国から、2年間で一定の成果を求められているため、代表質問において、道みずからも、できることは早期に取り組むべきとして、全道的な利用促進を求めてきたわけであります。

見直し対象路線の沿線自治体のみならず、利用者は、ビジネス、観光といった北海道全体にまたがるものであって、全道が一丸となって取り組むためには、知事みずからが呼びかける必要があるかというふうに考えます。

道が中心となって、道内の市町村がかかわる推進体制を構築して、利用促進のためのキャンペーンなどを展開すべきと考えますが、所見を伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 JR北海道の利用促進についてであります。本道の鉄道網は、道民の皆様方の暮らしはもとより、観光や物流など産業全般にもかかわる重要な交通基盤であり、持続的な鉄道網の確立に向けては、交通政策総合指針に基づき、関係機関が一体となって、利用促進の取り組みを進めていくことが重要であります。

道といたしましては、今後、道民の皆様方の日常的な利用促進はもとより、インバウンドを初めとした来道観光客の一層の利用拡大に向けた、さまざまな知恵や工夫を凝らした取り組みを、地域や関係団体の皆様方とともに、切れ目なく実施していく必要があると考えます。

このため、道では、市長会、町村会を初め、経済団体や観光関係者など、さまざまな分野の皆

様方に御参画いただく全道的な組織を年内にも設立し、関係者が一体となった全国的なプロモーションや情報発信など、国内外の来道者の方々に鉄道を利用していただく取り組みを戦略的に展開するとともに、沿線地域の協議会や、バス、タクシーなど他の交通事業者との連携を密にしながら、本道の発展に寄与する鉄道ネットワークの構築に向け、オール北海道で利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○梶谷大志委員 道を中心とする利用促進策につきましては、この定例会が始まって、我が会派の代表質問から、その必要性を求めてきたわけでありまして、やっと明確な答弁を得たところであります。災害もありましたので、この取り組みを着実に進められるよう求めておきます。

一方で、路線を守る取り組みはやっと緒についたわけでありまして、この後の取り組みをさらに広げていくよう重ねて求めておきたいと思っております。

次ですが、さきの胆振東部地震によって、道内全域で、多くの路線のレールがゆがみ、橋梁が損傷したわけでありまして。その後、約1カ月が経過して、各路線が運行を再開している中で、日高線の苫小牧―鵲川間では、橋梁の橋桁がずれて、いまだ運休している状況にあります。

このことについては、一昨日、JR北海道が、復旧に向けた調査結果を公表し、工事期間は約2カ月間ということで、年内には運行再開となる見通しでありますけれども、復旧費用は約1億円と言われております。

その4分の1は道が負担することになると思われますけれども、費用負担を含めて、日高線の復旧に向けては、どのような姿勢でJR北海道との協議に臨むのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 日高線の復旧についてであります。今回の地震で被害を受けた日高線の苫小牧―鵲川間について、道では、被災直後から、JR北海道に対し、早期の運行再開に向け、被災状況の確認と対応を急ぐよう求めてきたところであります。

一昨日、JR北海道からは、被害に関する調査結果と、12月上旬の運行再開に向けて、国や道の災害復旧事業の活用も視野に検討を行っている旨の報告があったところであり、私といたしましては、住民の皆様方の御不便が一日も早く解消されるよう、早期の復旧に向けて積極的に協力をしてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 意見交換の中では、JR北海道からの要請はまだないということでありましたが、地域の皆さんの思いをしっかりと受けとめて対応していただきたいと思っております。

また、様似までの区間のように、このまま廃線になるのではないかと考えていた地域の方々が本当に多くおられたわけでありまして、年内の復旧が見通せたことで、一安心されたのかなというふうに思います。

ただ、一方で、復旧がなされていない路線の沿線の方々がいることも踏まえて、しっかり対処されるように強く求めておきたいと思っております。

次に、災害対応について伺います。

一昨日、知事は、被災地である3町を訪問して、各町長からさまざまな要望を受けられておりました。

地震発生から約1カ月が過ぎた地域の現状をどのように捉えられたのか、また、今後の復旧、復興に向けて何が必要と感じたのか、お伺いをいたします。

○高橋知事 被災地の今後の復旧、復興についてであります。発災後、約1カ月が経過したところではありますが、被災地域においては、今なお、余震が続き、不安な日々を過ごされる中、避難所での生活を余儀なくされている方々も多数おられる状況にあり、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、地元の町と連携しながら、引き続き、しっかりとサポートをしていく必要があると改めて感じたところでもあります。

また、被災地域には、今後の復旧、復興に向けてさまざまなニーズがあり、迅速な復興を実現していくためには、地域の声をしっかりと聞きながら、取り組みを進めていくことが重要であるとの思いを強くいたしましたところでもあります。

以上であります。

○梶谷大志委員 きょうの午前中も大きな余震があったところでもあります。当然、胆振の皆さんの不安はさらに広がったというふうに思いますし、札幌にいる我々ですら、その思いを感じるわけですから、油断のないように、一つ一つ対応されることを強く求めておきます。

このたびの胆振東部地震からの復興に向けて、道では、特に被害が大きかった3町を中心とした自治体の総合的な窓口となる災害復興支援室を設置したわけでもあります。

各部審査では、実情の把握、復興に向けた具体的な事業化につなげていくため、庁内や関係機関との調整を図り、復興を支援する本部の設置を含め、必要な体制の見直しを適宜行うというふうに行っているわけではありますが、既に、復旧、復興に向けた取り組みは一部進み始めているわけでもあります。

それをさらに加速させていくためにも、知事をトップとする、関連部署から成る復興推進本部をすぐにでも立ち上げて取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

○高橋知事 復興に向けた組織についてであります。このたびの地震により甚大な被害を受けた地域が、一日も早く、もとの生活や産業活動を取り戻すためには、引き続き、地震後の応急対策などに全力で取り組むとともに、地元市町村と一体となって、効果的な復旧・復興対策を進めることが重要であります。

道では、被災地域のニーズの把握や事業化に向けた取り組み、庁内の各部や国等の関係機関との連絡調整などを担う胆振東部地震災害復興支援室を設置いたしましたところでもあります。

被災地域の本格的な復旧、復興に向けては、この支援室の機能を生かし、庁内の関係部局の連携のもと、刻々と変化する地域の実情を踏まえて取り組んでいくことが必要と考えるところであり、今後、被災地域の復興を支援する本部の設置など、庁内体制の見直しを適切なタイミングで行い、全庁が一丸となって、実効性の高い復興支援に力を尽くしてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 復旧、復興に向けて、庁内体制の見直しを適切なタイミングで行いたいということでありました。一日も早く、もとの生活や地域の活力を取り戻すために、それに向けた取り組みをしっかりとタイミングよくやっていただくように強く求めておきます。

次に、災害対策等に関して、ブラックアウトについて伺います。

電力供給に関して各部審査で伺ってまいりましたが、道は、そもそもブラックアウトを想定していたのかどうかという現状認識についてさえ、曖昧な答弁に終始されているところであります。

想定していたのならば、何が不足していたのかを検証すべきだと考えますし、想定していなかったのならば、今後は、ブラックアウトを想定した対策を講ずるべきと考えます。知事の認識を伺います。

○高橋知事 ブラックアウトに関する道の認識などについてであります。我が国では、大規模な発電設備の停止が生じた場合においても需給バランスを保てるよう、国や電気事業者により、さまざまなセーフティーネットが整備されており、いわゆるブラックアウトは想定していなかったところであります。このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生したところであります。

道といたしましては、国と北電に対し、再びこうした事態を生じさせないよう、安定供給に万全を期するよう求めるとともに、万が一、大規模な停電が発生することがあったとしても、その影響をできる限り緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の備えなどについて責任を持って検証し、必要な対策を講じてまいる考えであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 やっとここで、ブラックアウトに対する道の認識が示されたわけでありました。確かに、詳細については、今後の事故の調査を待たなければならないわけでありましてけれども、ブラックアウトを再び生じさせないために、幾ら可能性が低いといっても、そういうことがあることをしっかりと認識して取り組まれるように強く求めておきます。

その上で、電力供給の責任は北電にあり、エネルギー政策の責任は国にあるとのことでありまして、道として、みずからの責任には一切言及されることがなく、北電や国に求めるばかりで、道みずからが適切であったのか、主体的に取り組む姿勢は感じられないわけでありまして。

今後、二度とブラックアウトを起こさないために、まずは、道においても認識をしっかりと示す必要があると考えますし、その上で、省エネ・新エネ促進行動計画の前倒しでの変更や、さまざまな対策を進めていく必要があると考えますけれども、道民の生命、財産を預かる知事としての認識を伺います。

○高橋知事 電力の安定供給についてであります。今回の大規模停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けており、道民の生命、財産を預かる知事として、極めて深刻な事態と受けとめているところであり、こうした事態を再び生じさせないよう、国と北電に対し、原因

の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期するよう強く求めているところであります。

道といたしましては、災害時の備えとしても有効で、身近な地域で自立的な確保が可能な新エネルギーを、地域の実情に応じて効率的に活用していくことが重要と考えるものであり、このたびの大規模停電を踏まえ、改めて、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、新エネルギー導入加速化基金などを活用し、地産地消の先駆的なモデルづくりに関する取り組み状況や成果を広く道内に普及するなど、新エネルギーの導入目標の早期達成に向けて取り組みを加速してまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 取り組みの加速は、これまでも求められていたものであります。また、今の答弁では、大規模停電を踏まえて、改めて、本道にふさわしいあり方を検討するというものであります。

いま一度、確認したいのですけれども、これから具体的に検討した上で示すということによってどうか、認識をお伺いしたいと思います。

○高橋知事 行動計画についてであります。道といたしましては、このたびの大規模停電を踏まえ、改めて、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、新エネルギーの導入目標の早期達成に向けて取り組みを加速してまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 明確ではありませんでしたが、取り組みを加速することは、具体性がなければ加速しないと受けとめておきたいと思っておりますし、我々の会派としても、これから、そのことについて議論を深めさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、ブラックアウトを経験して、道内の電力事情の脆弱性あるいは冬期間のことを考えますと、これまでの取り組みだけ続けていけばいいということにはなりませんし、一義的には国と北電に大きな役割はあるとしても、道が果たすべき役割についても、知事がリーダーシップをとって、しっかり取り組まれるように求めておきたいと思っております。

次に、国と北電への対応についてであります。

このたびの教訓も踏まえて、ブラックアウトを再び生じさせないための電力の全面復旧とともに、冬の需要にたえ得るエネルギー供給等の強靱化を図っていくことは喫緊の課題であります。

発電所の分散設置が可能となる送電網などの電力基盤の強化、あるいは、定期点検の強化、北本連系設備のさらなる増強、加えて、各地域に賦存する多様なバイオマスを初めとする新エネルギーの導入を拡大することも重要になってくるわけであります。

今回の地震によってブラックアウトを引き起こしたのは、こういう取り組みに対する国と北電の対応に極めて不備があり、責任があると言わざるを得ません。

知事は、エネルギーの供給等の強靱化に向けて、国や北電に対してどういう姿勢で臨んでいこうとするのか、所見をお伺いします。

○高橋知事 電力の安定供給についてであります。電力は道民の暮らしと経済の基盤であり、このたびのような北海道全域にも及ぶ停電を再び生じさせず、安価で安定的な電力の供給が確保されることが重要と考えます。

このたび発生した大規模な停電により、道内には重大な影響が生じているところであり、電力事業者としての北電の責任は極めて重いものと考えます。

道といたしましては、電力供給に責務のある北電に対し、電力の安定供給に万全を期するよう求めるほか、このたびの大規模停電を踏まえ、改めて、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、地域で自立的に活用が可能なエネルギーの地産地消に取り組むとともに、積雪寒冷かつ広大で、送電網の整備や維持に多大なコストを要する一方、融通に制約があるといった電力事情や、再生可能エネルギーに関して全国でトップの賦存量を有し、我が国全体のエネルギーミックスの実現にも貢献し得る可能性を踏まえ、エネルギー政策に責任を有する国に対し、本道の実情に合致した電力システムの整備を提案し、将来にわたり、本道における電力の安定供給が確保されるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 それらの上で、今後の対応が求められてくるわけでありませけれども、国では、既に、このたびの地震対応に関する検証委員会を設置して、10月中をめどに中間報告を行うとしています。

さらに、北電においては、国の検証状況などを踏まえ、独自の検証委員会を設置し、11月上旬をめどに中間報告を取りまとめて、12月末をめどに最終報告を取りまとめることとしているわけでありませ。

一方で、道の対応は、具体的な検証スケジュールについては検討中とのことであって、その設置時期すら明らかではなく、取りまとめがいつになるかはわからない状況であります。

一刻も早く、検証する体制を整え、必要な対策を示し、実行に移していくべきと考えませ、所見を伺います。

○高橋知事 今後の対応についてであります。このたびの大規模停電では、道民の暮らしや産業活動が重大な影響を受けているところであり、道といたしましては、国の検証委員会における停電発生の原因分析と再発防止策の検討を踏まえて、北電に対し、発電設備や電力システムの点検など、安定供給に万全を期するよう求めるとともに、防災対策基本条例に基づき、有識者や防災関係機関等から成る、今回の災害に係る道の検証委員会を11月上旬にも設置し、停電発生後の対応など、一連の災害に係る対応について幅広く検証し、年度内をめどに中間報告を取りまとめ、必要な対策を講じてまいります。

また、国が11月にも実施するとしている、電力需給状況の確認を踏まえ、国、北電、道内の関係団体との連携のもと、需要が高まる冬の電力供給の確保に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 体制、スケジュールについて示されたわけでありませ。

ブラックアウトは、地震による被害を、全道域の道民、あるいは、あらゆる産業に拡大させる結果となったわけでありますから、全ての側面から徹底した検証を行い、再発は絶対させないという道の立場での万全の対応を検討して、その結果から対策が生まれるように求めておきたいと思ひます。

次に、激甚災害法の適用について伺ひます。

このたびの地震が全道各地に甚大な被害をもたらしているにもかかわらず、中小企業への支援に係る激甚災害法の適用については、建物の直接被害額などの要件を満たさないことから、災害復旧の補助制度の対象となっておりません。

また、公共土木施設の災害復旧に関しても、要件を満たさないために、国庫負担率のかさ上げは厳しい状況であります。

道は、こうした状況を踏まえて、国からの支援を最大限受けられるよう、激甚災害法の要件の見直しについて国に対して強く求めるべきと考えますが、知事の所見を伺ひます。

○高橋知事 激甚災害制度についてであります。このたびの災害に関し、本道では、全道域が対象となり、地方の負担が軽減される本激と、対象地域が限定される局激が指定されたところがありますが、局激の指定となった中小企業への支援については、被害額等が要件を満たさず、本激の対象とされていないところであります。

道といたしましては、補正予算で措置した信用保証料補助制度や、被災地の特産品等の消費拡大に向けた取り組みなどに加え、国の、仮設店舗の整備や販路開拓支援などの施策を組み合わせ、支援を行うなど、中小企業の個々のニーズを踏まえ、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと思ひます。

また、公共土木施設災害復旧事業は、本激に指定されたものの、道の国庫負担率のかさ上げの算定基礎となる地方負担額と標準税収入を比較すると、かさ上げ措置は厳しい見込みとなっているところであります。

道といたしましては、こうした、激甚災害制度に関する基準や手続などの検証を行うとともに、地域の実情に応じた激甚災害の指定要件の設定などについて、全国知事会とも連携し、国に要請するなど、適切に対応してまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 まずは、国に対して、改善をしっかりと求めていただきたいというふうに思ひます。

また、特に、中小企業への支援については、不足が発生することが予想されるわけでありませう。しっかりと丁寧に対応していただくことは確認しておりますけれども、不足が生じた場合に、さらにどういふことができるのか、場合によっては、道独自でしっかりとケアをしていくことも含めて検討されるように強く求めておきたいと思ひます。

次に、外国人観光客への対応について伺ひます。

災害時における外国人観光客への対応について、情報発信の充実を含め、受け入れ体制を早急

に見直すよう指摘しましたが、道からは、観光客に対する情報発信、安全確保に関する対応の課題について検証する場を設けて、より安全、安心な受け入れ環境の整備に努めるという、危機感、スピード感が感じられない答弁がありました。

外国人来道者が減少しているわけでありますから、受け入れ体制について直に見直しを行う必要があると考えますが、道は、検証及び見直しをいつまでに行おうとするのか、所見を伺います。

○高橋知事 外国人観光客への対応についてであります。今回の震災により落ち込んだ外国人観光客の旅行需要を早期に回復させるためには、正確な情報発信や積極的なプロモーションの実施とともに、災害時においても、観光客の方々の安全、安心が確保される観光地づくりを進めていくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、国、市町村、宿泊や交通などの事業者団体と連携し、観光客に対する、公共交通機関の運行状況や避難場所などに関する情報発信、安全確保に関する対応の課題について検証する場を今月中をめどに設け、より安全、安心な受け入れ体制の整備に努めてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今月中をめどに設置して検証するということでもあります。

既に、ふっこう割をスタートさせて、影響を最小限に食いとめるために、業界も含めて官民を挙げて動いているわけであります。同時進行で、答弁にあった課題を検証して、早急に対策を講じるように求めておきたいと思えます。

次ですが、ふっこう割の実施に当たっては、公平性、透明性をしっかり確保しながら、戦略的かつ効果的な取り組みが求められるとしております。

道は、主体的に取り組むとしておりますけれども、主体的かつ効果的な取り組みとは具体的にどのような取り組みなのか、所見を伺います。

また、事業主体である観光振興機構に対して、運用状況の検証を随時行うことを求めるとともに、適切に指導監督を行うとしておりますけれども、事業は既に始まっておりますし、しっかりと道が関与できる担保や仕組み、一体となった執行体制を早急に整える必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

○高橋知事 ふっこう割についてであります。本制度の実施に当たり、適正かつ効率的、効果的な運用を図るため、先般、観光庁から道に対し、実務を担う観光振興機構への指導監督を行うよう依頼があったところであります。

このため、道といたしましては、公平性や透明性を確保することを基本に、観光需要の早期回復はもとより、地域偏在など、本道特有の課題にも対応し、本道観光の持続的な発展に資するよう、制度の戦略的かつ効果的な運用に向けた基本指針を早急に策定することとしたところであります。

また、これに加え、道と観光振興機構による運用推進チームを設け、取り組みの状況を常に共

有しながら、適切な指導助言を行うとともに、適時に道議会や国に報告するなど、実効性ある推進体制を築いてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 関係者が一丸となって、観光需要の回復に向けた取り組みの効果が最大限発揮されるように強く求めておきます。

次に、IRの誘致と判断について伺います。

IR誘致の是非について、知事は、IRに関する基本的な考え方を早期に取りまとめ、道民に対して丁寧に説明していく中で、誘致について適切に判断するというものであります。

しかし、基本的な考え方の取りまとめ及び誘致の是非を判断する時期を何度も伺ってきたわけでありまして、早期に、スピード感を持って、曖昧なままであります。明確な時期の回答がないわけでありまして。

知事は、残すところ半年の任期で、直面する課題に正面から向き合い、道政の推進に、日々、力の限りを尽くすと、みずからの決意を述べているわけでありまして、この決意を踏まえて、知事は、IRの誘致に関する基本的な考え方を取りまとめ、誘致の是非の判断をみずからの任期中に行うのかどうか、所見を伺いたいと思います。

○高橋知事 IRについてであります。誘致の判断に当たっては、プラス、マイナスの両面からの効果を総合的に勘案することが重要と考えているところであり、道では、本年7月に、各分野の有識者による懇談会を設置し、本道にふさわしいIRのコンセプトや候補地のほか、ギャンブル依存症を初め、懸念される社会的影響への対応策などについて御意見を伺っているところであります。

IRの誘致につきましては、賛否を含め、さまざまな御意見があると承知するものであり、私といたしましては、道議会での御議論はもとより、懇談会の皆様を初め、幅広い方々の御意見を伺いながら、IR誘致を判断する上での基本的な考え方を取りまとめるとともに、道民の皆様に道の考え方を丁寧に説明していく中で、今後、政省令や基本方針など、制度設計の動向も見きわめながら判断をしております。

以上であります。

○梶谷大志委員 いろんなものが見えてくる中で、我が会派も、この6月に、IRについては、依存症の問題も含めていろんな問題があるということで、この誘致に反対を示させていただいたところであります。

ただ、一方で、賛否などさまざまな意見がある中で、知事自身の姿が何ら見えないわけでありまして。

基本的な考え方を取りまとめるということで今答弁がありましたが、基本的な考え方には、IRを誘致するのかわからないのか、このことが盛り込まれるのか、重ねてお伺いをいたします。

○高橋知事 IRに関し、基本的な考え方についてであります。本道にIRを誘致する場合には、そのコンセプトや候補地のほか、ギャンブル依存症を初めとした社会的影響への対応策等に

ついて整理する必要があると考えるものであり、こうした内容を基本的な考え方として取りまとめてまいりる考えであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 聞いたのは、知事みずからが誘致に関して判断するのかもしれないのか、その考え方が入るのかということでもありますけれども、最初にいただいた答弁を重ねるだけでありまして、その方向性が何ら見えないわけであります。

この間、部の皆さんと意見交換をしていると、人それぞれによって認識がちょっとずつ違うようなこともあったりして、知事が判断をしない結果、部の皆さんの中にも、さまざまな考え方が生じたり、どう進めていいかわからないという雰囲気すら漂っているわけであります。

もう一つ確認させていただきますけれども、最後の答弁のところ、政省令や基本方針が示されたら判断してまいるとのことでありました。その結果を受けて知事はみずからの考えを出すということによろしいのか、重ねて伺います。

○高橋知事 IRの誘致についてであります。誘致の判断に当たっては、プラス、マイナスの両面からの効果を総合的に勘案することが重要と考えるものであり、今後、道議会での御議論はもとより、懇談会の皆様を初め、幅広い方々の御意見をしっかりと聞きするとともに、国における政省令や基本方針など、制度設計の動向も見きわめながら、適切に判断をしてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 同じ答弁が繰り返されたわけでもありますけれども、政省令は、段階的に示されていくのだというふうに思います。

それと、基本方針については、時期はいろいろ考えられるのでしようけれども、最大で2年かかるとも言われているわけでありまして、そういうことになると、知事としての判断は、ある意味、知事の任期を超えるものにもなりかねないわけでありまして、知事としての判断は任期内にはないということでもいいのかどうか、確認をさせていただきます。所見を伺います。

○高橋知事 IRの誘致についての重ねての御質問でございますが、IRにつきましては、賛否を含め、さまざまな御意見があると承知しているところであり、私といたしましては、道議会での御議論はもとより、懇談会の皆様を初め、幅広い方々の御意見をお伺いしながら判断してまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 本当はまだたくさん聞きたいのですが、質問の時間が限られているので、議論を深めることはできませんけれども、これでは、知事は、直面する課題に全く向き合わず、道政を停滞させているという認識にならざるを得ない、そのことを強く受けとめていただいて、IR誘致の判断については、しっかりとした方向を示すように強く求めておきたいと思っております。

次に、種子の生産について伺います。

新たに制定しようとする種子条例について、本道の基幹作物である主要畑作物も対象に加えるべきとただしましたが、引き続き検討するとの答弁にとどまり、踏み込んだ対応は示されていない

いわけであります。

本道農業の重要品目であるバレイショ、てん菜、野菜については、既に別の条例や民間主体の仕組みが確立されている一方、小豆、インゲン、ソバといった畑作物の種子計画の策定、生産物審査は、北海道主要農作物・主要畑作物種子生産審査要綱により、主要農作物と一体的に実施をしているわけであります。

そうであれば、我が会派が再三求めてきたとおり、このたび道が制定しようとする、種子生産にかかわる条例に、主要畑作物を含めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

○高橋知事 種子条例の対象作物などについてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠であると認識をいたします。

道といたしましては、こうした考え方のもと、地域からの御意見や、道議会、審議会での御議論を踏まえ、消費者が求める、安全、安心な道産農産物の安定生産に資するものとなるよう、輪作体系の確保や作物ごとの種子の生産状況等を踏まえ、条例素案において、稲や麦、大豆に加え、小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった作物を対象として明示した上で、審議会などでの御議論をいただきながら、年内をめどに条例案を取りまとめてまいります。

以上であります。

○梶谷大志委員 今後も、種子生産の取り組みが後退することがないように、道としてそういう認識を強く持っていただきたいと思ひますし、国に対しても、必要な財政措置をしっかりと求めていくことを強く指摘しておきたいと思ひます。

最後に、日米物品貿易協議について伺っていきます。

先月、日米共同声明において、日米物品貿易協議の締結に向けた交渉開始の合意が発表されたわけであります。

合意の中では、農産物の関税について、T P P水準を最大限とする日本の立場を尊重するとされているようでもありますけれども、今後、それを上回る引き下げ措置を求めてくることも十分考えられるわけであります。

知事は、アメリカとの交渉が本当にT P P水準におさまると考えるのか、所見を伺います。

○高橋知事 農産物に係る関税の引き下げについてであります。安倍総理とトランプ大統領による日米首脳会談の結果、両国首脳が共同声明が発出されたところであり、それによれば、T A Gについて交渉を開始すること、また、米国政府は、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であるとの日本政府の立場を尊重することといった内容が合意されたと承知いたします。

T A Gの具体的な交渉は開始されていないところでありますが、私といたしましては、本道の基幹産業である農業が、将来にわたり再生産可能となり、持続的に発展していくためには、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保が何よりも重要であるとの認識のもと、国からの情報提供などを通じ、日米両政府の交渉状況をしっかりと注視してまいる考えであります。

以上であります。

○梶谷大志委員 道内の酪農・畜産関係者を初め、生産現場からは、また自動車の交渉材料にされるのではないかと、そんな不安や危機感が寄せられているわけであります。

しかし、各部審査において、具体的な交渉が開始されていないことから、国からの情報提供などを通じて、日米両政府の交渉状況などを注視しながら、適時適切に国に求めていくとの答弁で、危機感、行動力が全く感じられないわけであります。

本道農業を持続的に発展させ、しっかりと守っていこうとするならば、速やかに、知事みずから先頭に立って、必要な国境措置などが図られるよう国に対して主張するなど、積極的に行動すべきだと考えますが、知事の認識を伺います。

○高橋知事 TAGの交渉への対応についてであります。本道農業が、安全、安心で良質な農畜産物の安定供給や地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要と認識いたします。

このため、私といたしましては、本道農業をめぐる国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、本道農業の競争力の強化に積極的に取り組むとともに、今後の日米両政府による交渉をしっかりと注視しながら、農業団体などと連携の上、交渉内容の丁寧な情報提供や、本道農業の重要品目に対する必要な国境措置の確保などの万全な対応を適時適切に国に求めることにより、本道の農業、農村の持続的な発展に向け、私自身が先頭に立って、力を尽くしてまいります。

以上であります。

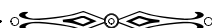
○梶谷大志委員 この交渉の行方というのは、本道農業が生き残っていけるかどうか、極めて重大な意味を持つものでありますし、そういう声が、生産者を初め、地域から寄せられているわけであります。

知事としては、当事者であるという危機感、切迫感をもっと前面に出していただいて、幸いにして農水大臣が本道から選出されているわけでありますから、本道の主張を堂々とぶつけていく、そういう姿こそ、知事に求められ、道民が期待する姿だと思います。ぜひとも、そういう形で対応していただくように強く求めまして、私の質問を終わります。

○松浦宗信委員長 以上で梶谷委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時12分休憩



午後3時33分開議

○松浦宗信委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

安住太伸君。

○安住太伸委員 それでは、赤根委員、白川委員の総括質疑保留事項をあわせ、順次質問をいたします。

初めに、復興対策についてです。

各部審査で、胆振東部地震にかかわる復旧・復興対策について伺いました。総合政策部長は、地域の声をしっかり受けとめると言いながら、厚真、安平、むかわの3町長の連名で知事に対して要望があった復興基金の創設について、必要に応じて対応を検討するなどとして、国に対しいまだ要望を届けてもおりません。

また、熊本地震で、熊本県が復旧・復興プランを策定して進捗管理を行っていることを踏まえ、見解を伺ったところ、計画的に取り組んでいくことが必要との認識は示されたものの、プランの策定には言及されませんでした。

復興基金については、速やかに国に要望するとともに、事業実施の年次計画などを盛り込んだプランを策定し、進捗状況が見える形での施策推進を図るべきと考えますが、所見を伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 今後の復旧・復興対策についてであります。一日も早い被災地域の復旧、復興に向けては、このたびの地震により甚大な影響を受けたインフラなどの早期復旧を図るとともに、復興に向けた地域振興策の推進に向けて、必要な財源確保に努めながら、効果的な取り組みを進めていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、特別交付税による財政支援などについて国に要望してきているところであり、なお、復興基金についても、今後、被害状況の詳細を精査し、国から得られるさまざまな支援の内容などを踏まえた上で、必要に応じて国に求めるなど対応を検討するとともに、復旧・復興対策の推進に当たっては、庁内はもとより、国等の関係機関との連携を強化しながら、計画的かつ効果的な推進に努め、被災地域の思いに寄り添った実効性の高い復興支援に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、組織体制の強化についてです。

10月1日付でスタートした胆振東部地震災害復興支援室は、例えば、有珠山火山活動災害復興対策室では配置されていた、住宅や道路などの基盤整備を担当する職員が配置されておられません。

各部審査では、適宜見直しを行いながら、必要な体制を確保していくと繰り返していますが、では、その必要性はどのような観点から判断するのか、また、現行の陣容は、あくまでも復興にかかわる暫定的な措置として考えているのか、所見を伺います。

○高橋知事 復興に向けた組織体制についてであります。被災地域においては、家屋の倒壊や断水、道路の決壊などにより甚大な影響が生じている中、住民の方々が、一日も早く、もとの生活を取り戻すためには、生活インフラや産業基盤の整備、復興に向けた地域振興策など、速やかな復旧・復興対策を進めていくことが何よりも重要であります。

このため、道では、地元市町村と一体となって復興対策を推進する胆振東部地震災害復興支援室を設置したところではありますが、本格的な復旧、復興に向けては、地域の実情を踏まえたきめ細やかな取り組みが必要なことから、今後、技術系職員の効果的な配置も含め、必要な体制の見直しを適宜行いながら、全庁が一丸となった地域への支援に全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、電力供給体制の確保について伺います。

道では、ブラックアウト対策の観点からも、新エネルギーの導入拡大に取り組むとしていきます。

ところが、特に再生可能エネルギーは、天候により出力が変動しやすいため、導入拡大には蓄電池システムなどの整備が必要となります。

そこで、ことし2定の予算特別委員会で蓄電池の普及支援について伺ったところ、国の制度の活用を促進する旨の答えで、道みずからが普及に向けて努力しようとする姿勢は感じられませんでした。

また、再生可能エネルギー事業者からの送電線使用の申し込みが、送電線のパンク状態を理由に拒まれる事例が相次いでいる現状に対し、経産省は、実際に流れる電気量を踏まえ、空き容量を算定し直すよう、電力各社に求めています。

にもかかわらず、北電は詳細な算定方法を明らかにせず、道が情報公開を求めた形跡もありません。

北電に対し、空き容量に関する情報公開と最大限の接続拡大を求めるとともに、蓄電池の普及や送電線の増強について、国、北電、事業者を巻き込み、費用負担のあり方も含めて協議する場を速やかに設定すべきと考えますが、見解を伺います。

○高橋知事 新エネルギーの導入促進についてであります。道内では、メガソーラーの急速な導入が進む中、多くの地域で、系統接続に必要な送電線の容量が不足しているところであり、道では、空き容量の情報の的確な公開や、空き容量の精査などを踏まえた新たな系統接続の可能性の検討について、国や北電と協議し、対応を求めているところでもあります。

また、本道の豊富で多様な新エネルギー資源は、我が国全体のエネルギーミックスの実現にも貢献し得るものであり、そのために必要な北本連系線を初めとした送電インフラの整備や蓄電池の普及を国に提案するとともに、新エネルギー導入加速化基金を活用し、熱や電気などの多面的な利用を図る先駆的なモデル事業を一層推進するなどして、災害への備えとしても重要な、地域におけるエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 ただいま、知事から、国、北電などを含めた協議の場の設置については、具体的なお答えがありませんでしたが、私どもが提案申し上げている点にかかわり、先ほども、エネルギー政策に責任を有する国に対し、本道の実情に合致した電力システムの整備を提案するとの趣旨の御答弁がございました。

では、どこで、どのようにその提案を策定し、上げていくのか、その点について考えを伺います。

○高橋知事 新エネルギーの導入促進についてであります。本道は、豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれているところであり、道といたしましては、このたびの大規模停電を踏まえ、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限に活用していけるよう、国や北電などとも協議しつつ、災害時の自立型電源となり得るエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 ただいま、協議しつつという御答弁でしたが、私どもとしては、具体的に、国、北電などを含めた、きちっとした協議の場自体の設置なくして、何年もの間、変わらなかった状況が大きく動くとは思えないわけです。

きのう、知事は、北海道町村会から、万全な電力供給体制の確立や復旧・復興支援を求める緊急要請をお受けになっていらっしゃると思います。その際、棚野会長から、本道の電力が将来どうあるべきか、道が中心になり取りまとめてほしい旨、申し伝えられたのではありませんか。

道民の生命と財産を守るため、どう取り組むのか、再度、所見を伺います。

○高橋知事 新エネルギーの導入促進についてであります。本道は、豊富で多様な新エネルギー資源に恵まれているところであり、道といたしましては、このたびの大規模停電を踏まえ、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限に活用し、災害時の自立型電源となり得るエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 明確なお答えをいただけませんでした。時間の関係もございまして、次に参ります。

防災拠点となる庁舎の耐震化についてです。

各部審査では、災害発生時に防災拠点となる市役所、役場等の庁舎の耐震化が、全国平均の78.1%に大きく劣る59.4%であることが明らかにされました。

しかしながら、道内のいずれの市町村においても、財政状況は極めて厳しく、改めて、備えの必要性が強く認識されるに至った今となっても、その機運を後押しするための財政的支援が欠かせない状況です。

この点で、知事は、万全の備えを期し、庁舎等施設の耐震化促進のため、国によるさまざまな財政的支援制度の期限延長や拡充に向け、強く求めるべきと考えますが、所見を伺います。

○高橋知事 防災拠点となる庁舎等の耐震化についてであります。市町村の庁舎などは、災害発生時において、被災者支援や早期復旧などの拠点となる施設であり、その耐震性を確保することは極めて重要と認識するところではありますが、道内の市町村における耐震化率は、財政事情などもあり、全国平均と比べて低い状況にあります。

このため、道といたしましては、こうした庁舎等の耐震化が進むよう、全国知事会とも連携をし、時限的に措置されている緊急防災・減災事業制度の恒久化や要件の緩和など、国に対し、財政措置等の拡充を要望してきているところであり、今後も、さまざまな機会を通じて強く働きかけるなどしながら、市町村の取り組みが加速されるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、7月の大雨被害に伴う河川整備についてです。

各部審査では、詳細な現地視察の結果とともに、切実な訴えに至った地域の実情、生の声をお伝えし、改良復旧、並びに、計画外区域を含めた流域全体の整備計画を急ぎ策定すべきことと、ペーパン川にかかわる抜本的対策を求めたところです。

その対策がなければ、おととしの台風被害に加え、またも、流域の5地域だけで予想総額で1億円を超える農業被害が発生したような事態は永遠に改善されません。

知事は、本事案はもとより、台風、大雨、地震と続く災害に見舞われた河川等に関し、申し上げたような過去の履歴も考慮した改良復旧や、発生源対策として、被災河川の流域全体について、昨今の気候変動を踏まえた整備計画を早急に策定し、財源確保も含めた抜本的な対策に取り組むべきと考えますが、改めて所見と決意を伺います。

○高橋知事 河川の整備などについてであります。国土交通省における社会資本整備審議会の答申によりますと、気候変動の影響による局地的な豪雨や降水量の増大は、全国の中でも、特に北海道で顕著であるとの予測もあり、ペーパン川などにおいて繰り返し浸水被害が発生している状況を踏まえ、流域全体を対象とする治水対策に早急に取り組む必要があると考えるものであります。

このため、道では、近年の被災履歴を考慮した流域全体の整備計画を検討するとともに、河川整備に必要な予算の確保に向けて国に対して強く求めるなど、道民の皆様方の生命や財産を守るため、災害に強い北海道づくりに取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、アスベスト対策についてです。

教育庁でフォロー調査を実施し、飛散のおそれなしと結論づけられていたにもかかわらず、残念ながら、旭川市内の学校で、煙突用断熱材の著しい劣化に伴う剥離・剥落事案が続出しています。

アスベスト対策については、部局間で連携して取り組んできたものと承知していますが、他の自治体も含めた調査結果の信憑性そのものに疑義が生じかねない、このような事案が発生したことに対し、改めて、深刻な事態であると強い危機感を抱きます。

さらには、当の市議会の議論からも明白なように、対策に必要な不可欠な調査に伴う財源不足がやはり問題の根幹にあったと受けとめざるを得ません。

知事は、そうした実態を踏まえ、適切な調査のための財源確保も含めて、問題が迅速に解決されるよう国に対して強く求めるとともに、市町村などと連携をより強化し、アスベスト問題の根

絶に向け、全力で取り組むべきと強く求めます。所見を伺います。

○高橋知事 アスベスト対策の取り組みについてであります。道では、これまでも、国、市町村、関係団体等をメンバーとする、アスベスト対策に特化した会議を開催し、点検マニュアルの整備を行うなど、対策の促進を図ってまいったところではありますが、一部、適切な措置がなされていない自治体においては、取り組みの強化が必要と考えます。

そのため、今後とも、市町村、関係団体等と緊密に連携し、情報共有を図るとともに、調査手法など、実践的なテーマの講習会を開催するなど、施設管理者がアスベスト対策に取り組まれるよう促すほか、調査や対策に関する助成制度については、全国知事会等とも連携し、国に対して、必要な財源の確保に向けしっかりと要請をしております。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、種子の基本問題についてです。

知事は、7月4日の2定の予算特別委員会で、主要農作物種子法廃止後の道の対応として、独自の農作物種子条例を制定する旨、答弁されました。

道独自の種子条例の制定に当たり、どのような基本認識及び理念のもとに制定するのか、伺います。

その際、本道の独自性の最大の鍵は多様性だと考えますが、その多様性を守り抜くという視点こそが、本道農業が、これからも長く続き、発展を遂げる上での基礎にほかならないと考えます。

数ある多様な主要畑作物の中から、対象作物をどのように位置づけようとしているのか、あわせて伺います。

○高橋知事 種子条例に対する認識などについてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠であります。

道といたしましては、こうした考え方のもと、地域からの意見や、道議会、審議会での御議論を踏まえ、本道の貴重な財産である多様で優良な種子を農業者の方々が安定的に利用できるよう、輪作体系の確保や畑作物の生産の安定化などといった点も踏まえ、条例素案において、稲や麦、大豆に加え、小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった作物を対象として明示した上で、審議会などでの御議論をいただきながら、年内をめどに条例案を取りまとめてまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、山岳環境整備についてです。

各部審査で、大雪山の環境整備にかかわり、環境保全と利用促進並びに観光振興の観点から、それぞれ、その必要性を訴え、議論してまいりました。

各部とも、総論的には、必要性を認識するといった趣旨の答弁があったものの、個々具体的な内容になると温度差があり、結局のところ、問題として取り上げた整備を進める本気度や、目下、道の主要な政策課題として掲げていることの意義そのものが大きく問われる事態になってい

ます。

知事は、貴重な自然環境の保全をより確実なものとするためにも、荒廃が著しい登山道やその附帯設備、登山者の命にもかかわる、老朽化、狭隘化した避難小屋、利用者に大きな不便をかけているトイレ問題の解消といった課題に対し、早急に解決を図るべく、財源確保も含めた環境整備の促進に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

○高橋知事 山岳環境整備についてであります。大雪山の山岳地帯は、本道特有の観光資源で、すぐれた自然景観を有し、登山を初めとして、国内外から多くの観光客が訪れており、利用者の安全、安心を確保する観点から、登山道や避難小屋、トイレなどの施設を適切に維持管理していくことが重要であります。

そのようなことから、本道を訪れる多くの方々に本道のすばらしい自然を堪能していただくため、大雪山国立公園を管理する国に対し、施設整備を要望するとともに、道といたしましては、国のさまざまな支援制度を活用しながら、地元市町村や地域の活動団体などとも連携して、効率的な環境整備や維持管理に取り組んでまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 次に、青少年健全育成条例に基づく有害指定についてです。

有害図書を指定する北海道青少年健全育成審議会において、過去54回の会議の議事録が未作成であった問題に端を発し、平成25年度以降、33の会議で509の議事録等が未作成であったことが判明しました。

知事は、この問題について、大変遺憾、結果を踏まえ、必要であれば厳格な対応をしていきたいとの考えを述べられています。

会議には、本審議会のように、憲法が保障する表現の自由、国民の知る権利等と密接にかかわる繊細かつ重要な案件や、道の政策決定にかかわりのあるものなど、事後の検証が保障されなければならない案件も含まれることから、道の責任は非常に重たいものと考えます。

再発防止、また、御自身の責任をどう考え、厳格な対応をなさるのか、伺います。

○高橋知事 再発防止などについてであります。このたび、審議会など、道の重要な政策事項に関する会議において、会議記録が作成されていなかったことは、まことに遺憾であり、記録を作成することの重要性については、これまでも繰り返し周知してきたところではありますが、職員の認識が十分でなかったものと大変重く受けとめているところであります。

私といたしましては、今後、二度とこのような事態が生ずることがないように、管理職員に対する研修の実施などを通じて、文書管理の重要性を改めて職員に徹底するとともに、会議記録作成のルールについても、職員にとって取り組みやすいものとなるよう、より明確な内容に見直しを図り、平成31年度から運用することなどにより、公文書の適切な管理をなお一層進めてまいり所存であります。

なお、今般、一斉点検を行った結果では、会議記録未作成の事案は、いずれも、職員の認識や理解不足によるものであったものの、職員個々の責任が問われるような悪質な事例はなかったも

のと受けとめております。

以上であります。

○安住太伸委員 文書管理上の不備、会議記録未作成の再発防止については、今後の取り組みを注視させていただきます。

しかしながら、その原因を職員の理解不足という一言に収れんさせる知事の御認識には強い疑問を感じます。

例えば、三重県の鈴木知事は、障がい者雇用率の算定の誤りが明らかになった際、みずから、御自身の給料を減額10分の1、2カ月とする意向を示されました。その理由を問われて答えた鈴木知事の言葉は、管理監督の責任を極めて重く受けとめている、関係する職員は既に処分しているが、私には注意処分の仕組みがない、何か重大な責めを負うべきと考えたとのものでした。

このたび問題となったのは、今ここで行われている議会議論を含めた議論のいわば根幹となる表現の自由などの極めて繊細かつ重要な案件であったわけです。

さまざまな御意見、価値観がある中で、どういう理由で有害指定されたのか、そうしたことを事後にしっかりと検証が可能な状態でなかったこと、その仕組みが担保されておらなかったこと、少なくとも、これまでそれがなされていなかった責任は極めて重たいものと考えます。

その重さに鑑みたとき、道庁全体の信頼回復のためにも、庁内はもとより、道民に対する責任の所在を知事みずからの姿勢により示す必要があると考えます。再度、所見を求めます。

○高橋知事 文書の管理についてであります。会議記録を作成することは、意思決定に至る過程などを合理的に跡づけし、または検証するために重要なことと認識をするものであり、これまでも、通知や研修により繰り返し周知してきたところではありますが、通知等の趣旨が徹底されていなかったことは、私としても大変重く受けとめており、しっかりと対応していかなければならないと考えるものであります。

以上であります。

○安住太伸委員 私としても大変重く受けとめている、しっかりと対応を考えていかなければならないというお答えがどういうことを意味するのか、いま一つよくわかりませんでした。しかしながら、本当にしっかりと内外に対して範を示していただきたい、そのことを改めて強く指摘しておきたいと思っております。

最後に、交通政策について伺います。

さきの震災は、本道における持続可能な交通・物流ネットワークを確保する上での鉄道の役割に改めて着目すべきとの課題を我々に突きつけました。にもかかわらず、道は、JR北海道の問題にかかわり、国が真っ正面から向き合い、国家的見地から議論、解決すべき問題なのだ、そうした認識すら示されていないわけです。

北海道のトップリーダーとして、国との協議を初め、JR北海道の問題にどのように臨むのか、所見を伺います。

○高橋知事 JR北海道の問題についてであります。広大な本道における鉄道網は、国内外か

らの多くの人々の移動手段としての役割はもとより、日本の食料供給地域として、さまざまな農産物を初めとした物資輸送を通じ、国民の食を支える重要な社会基盤であると考えてるものであります。

私といたしましては、関係者会議において、積雪寒冷で広域分散型の本道の厳しい事業環境や、我が国の発展に寄与する本道の鉄道網の重要性など、本道の特殊性を踏まえた支援制度の構築を行うよう、改めて国に強く求めながら、引き続き、私みずからが先頭に立って、国との協議や地域との検討協議を進め、本道の公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 そうした極めて大事なネットワークを北海道としてしっかりと維持確立していくためにも、先ほど来いろいろ議論がございましたが、JR北海道の収益の改善が必要で、そのための利用促進なのだという事です。

JR北海道が最大限の努力をするのは当然ですが、オール北海道で、利用促進に向けた効果的な取り組みを進めていくことこそが重要なのだと考えております。

どのように利用促進を図り、収益改善に取り組もうとするのか、伺いまして、私の質疑を終わります。

○高橋知事 JR北海道の利用促進についてであります。本道の鉄道網は、道民の皆様の暮らしはもとより、観光や物流など産業全般にもかかわる重要な交通基盤であり、持続的な鉄道網の確立に向けては、交通政策総合指針に基づき、関係機関が一体となって、利用促進の取り組みを進めていくことが重要であります。

道といたしましては、今後、道民の皆様の日常的な利用促進はもとより、インバウンドを初めとした来道観光客の一層の利用拡大に向けた、さまざまな知恵と工夫を凝らした取り組みを、地域や関係団体の皆様とともに、切れ目なく実施していく必要があると考えてるものであります。

このため、道では、市長会、町村会を初め、経済団体や観光関係者など、さまざまな分野の皆様方に御参画をいただく全道的な組織を年内に設立し、関係者が一体となった全国的なプロモーションや情報発信など、国内外の来道者の方々に鉄道を利用していただく取り組みを戦略的に展開するとともに、沿線地域の協議会や、バス、タクシーなど他の交通事業者との連携を密にしながら、本道の発展に寄与する鉄道ネットワークの構築に向け、オール北海道で利用促進に取り組んでまいります。

以上であります。

○安住太伸委員 終わります。

○松浦宗信委員長 以上で安住委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

吉井透君。

○吉井透委員 それでは、以下、簡潔に知事に伺ってまいります。

初めに、エネルギー政策についてであります。

道は、平成13年1月、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例を制定されております。この条例は、省エネ、新エネを促進し、本道の社会経済の健全な発展と道民生活の安定に寄与することを目的としております。

これを受けて、道は、平成32年度までを計画期間とする省エネルギー・新エネルギー促進行動計画を策定し、現在、各種施策を推進されております。

このような中で、さきの胆振東部地震により、道内全域での大規模停電、いわゆるブラックアウトが発生したところであります。

道は、さきの各部審査において、本道は、各地域で、多様な新エネルギー資源に恵まれており、そのさまざまな資源を活用し、地産地消の取り組みを進めていくことは、災害などに対する備えとしても重要などと答弁されております。

そこでまず、今回の深刻な災害を踏まえ、道として、災害に強い電源の確保についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 エネルギーの地産地消についてであります。電力は道民の暮らしと経済の基盤であり、このたびのような北海道全域にも及ぶ停電を再び生じさせず、安定的な電力の供給が確保されることが重要であり、国と北電に対し、万全な対応を求めているところであります。

加えて、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限に活用し、災害時の自立型電源となり得るエネルギーの地産地消が重要と考えるところであり、道といたしましては、このたびの大規模停電を踏まえ、本道にふさわしいエネルギーのあり方を検討しながら、省エネ・新エネ促進行動計画に掲げる目標の早期達成に向け、新エネルギー導入加速化基金などにより、地域に賦存するエネルギーを複合的に活用し、熱、電気などの多面的な利用を図る先駆的なモデル事業の一層の推進や成果の普及を進め、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

以上であります。

○吉井透委員 今、国は、電力システム改革を進め、再生可能エネルギーを大量に導入する方針を示しておりますが、本道にふさわしいエネルギーのあり方の検討とともに、行動計画の目標の達成の促進、また、地産地消にしっかり取り組んでいただくことをまずお願い申し上げます。

次に、胆振東部地震における医療機関等の対応について伺います。

今回、本道では初めての震度7の大型地震と、それに伴うブラックアウトの発生は、医療機関などに深刻な影響を与えたところであります。

さきの各部審査においては、医療機関における災害対応マニュアル等の策定や、在宅で人工呼吸器を使用されている方々への対応などについて伺ってまいりましたが、今後、医療機関の災害対応マニュアルの策定状況や非常用電源の確保状況など、防災対策の現状について調査を実施し、対応を働きかけるなどと答弁されております。

近年、災害が頻発している状況を考えるとき、今後、あらゆる大規模災害の発生への備えは極めて重要な課題と考えます。

このため、まずは、医療機関を初め、入院や通院をされる患者の方々、さらには医療機器メーカーなど、医療をめぐるさまざまな観点から、今回の災害への対応や、その中で明らかとなったさまざまな課題について、早急に調査検証し、今後の対応策を取りまとめるべきと考えます。

道として、今後、どのように取り組んでいくのか、具体的に伺います。

○高橋知事 災害時における医療提供体制についてであります。今回の地震災害では、全道域で停電が発生する中で、道では、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATを被災地へ派遣するとともに、広域災害救急医療情報システムを活用した医療機関の状況の把握、医療機器メーカーと協力した、在宅患者の安全の確保など、災害時に必要な医療提供体制を確保したところであります。

道といたしましては、今後、病院や有床診療所の非常用電源の確保状況などを改めて調査するとともに、災害拠点病院に係る今般の対応状況を評価分析するほか、DMATの活動内容や医療機器メーカーの在宅患者への対応状況について、医療関係者などと意見交換を行い、今後の対策に反映させ、災害時の適切な医療提供体制を確保していく考えであります。

以上であります。

○吉井透委員 次に、災害対策について伺います。

さきの各部審査においては、今回の地震への対応などについて伺いましたが、道からは、複合災害に関して、連続する災害が発生することを想定し、防災関係機関における情報の共有や連携のさらなる強化に努め、災害への備えを充実してまいると答弁がありました。

地球規模での異常気象が問題とされている今日、北海道でも、台風が当たり前のように接近して甚大な被害をもたらし、また、冬は、過去最高を更新するような豪雪や融雪時期の大雨が発生するなど、これまでの常識や経験が通用しなくなっていると考えます。

このような中、台風や地震に加え、一部では火山噴火の可能性も指摘をされておりますが、これら災害が同時に起こる大規模な複合災害が発生するという最悪のシナリオも想定しなければならぬと考えます。

道では、防災対策や災害対応を行うため、地域防災計画の中で、地震、津波、火山噴火、原子力災害などが想定され、対応策が示されているほか、さまざまな計画が定められていると承知をしております。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますが、これらさまざまなリスク要因が重なったいわゆる複合災害に対処するためには、例えば、それぞれ個別に定められている計画を一本化するなど、全てを網羅した計画づくりを進めていくべきと考えます。所見を伺います。

○高橋知事 防災に関する計画などについてであります。道では、さまざまな自然災害を初め、大規模な火災や事故などから、道民の皆様方の生命、身体、財産を守るため、こうしたさまざまな災害等に対応する基本的な計画として、北海道地域防災計画を定めているところであります。

す。

一方、個々の災害等には、関係する法令などに基づく計画やマニュアル等も整備され、それぞれ、地域防災計画との整合性が図られているところであります。

近年の激甚化する災害や複合災害を踏まえ、災害に強い北海道づくりを進めていくため、災害時において、地域防災計画を初め、各種計画等が一体的に運用され、その実効性が確保されるよう、各種訓練に繰り返し取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○吉井透委員 また、各部審査においては、今回の一連の災害対応等について検証委員会において検証を行うとの答弁がありました。

このような検証や見直し作業は、例えば、電力や商業を所管する経済部を初め、物流を所管する総合政策部、医療機関などを所管する保健福祉部、農林水産業を所管する農政部や水産林務部、さらには、道路、河川、水道などのインフラを所管する建設部及び環境生活部、学校教育を所管する教育庁、交通を所管する警察本部、そして、災害全般を総括する総務部など、道庁の全ての部局に直接つながっているものと考えます。

このため、それぞれの所管する分野について、各部が早急に検証作業に取り組むべきと考えます。

現在、設置を予定している検証委員会での検証結果には、今後、各部局等で実施される検証結果などを十分反映させるべきと考えますが、所見を伺います。

○高橋知事 災害の検証についてであります。大規模な地震と道内全域に及ぶ大規模停電など、甚大な被害をもたらしたこのたびの災害を今後の教訓とするため、道といたしましては、有識者や防災関係機関等から成る検証委員会を11月上旬に設置し、道を初め、市町村や防災関係機関等における一連の災害対応などについて検証を行ってまいる考えであります。

検証に当たっては、各部局で独自に実施される検証結果も踏まえながら、年度内をめどに中間提言を取りまとめ、その後、最終報告をいただき、速やかに防災対策に反映させるなど、本道のさらなる防災力の強化を図ってまいる考えであります。

以上であります。

○吉井透委員 今回の災害の検証については、知事みずからがリーダーシップを発揮し、各部長へ指示するとともに、教育長、警察本部長、公営企業管理者及び病院事業管理者にも検証結果の報告を要請すべきと考えます。所見を伺います。

○高橋知事 災害の検証に関する重ねての御質問でございますが、このたびの一連の災害対応に関し、道の関係各部局等において独自に検証を実施し、その結果も踏まえながら、外部関係者から成る検証委員会の検証を取りまとめ、本道の防災力の強化を図ってまいる考えであります。

その上で、国や地元市町村などと一層連携をし、私自身が先頭に立ち、被災地域の復旧、復興に向け、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○吉井透委員 では次に、胆振東部地震に係る復興支援についてであります。

道は、さきの各部審査で、さまざまな政策手段を効果的に活用し、国等の支援と協力を求めながら、全力で取り組むなどと答弁されておりますが、この際、地域振興条例の趣旨を踏まえ、道職員の派遣や地域づくり交付金の重点配分、さらには、必要に応じて、条例の見直しも含め、道を挙げて積極的に復興支援に取り組むべきと考えます。所見を伺います。

○高橋知事 復興支援に向けた取り組みについてであります。今後の本格的な復旧、復興に向けては、地域の声をしっかりと受けとめながら、復興に向けた取り組みが地域の活性化へと着実につながっていくよう、被災された地域に寄り添った支援に全力を尽くしていくことが重要であります。

このため、復興への地域振興策の推進に向けては、被災地域が、一日も早く、もとの生活や産業活動を取り戻すことができるよう、まずは、地域振興条例の趣旨をしっかりと踏まえながら、地域づくり総合交付金など、地域支援のためのさまざまな政策手段を効果的かつ積極的に活用するなど、地元市町村と一体となって、復興支援に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○吉井透委員 次に、食と観光の振興について伺います。

さきの各部審査においては、国内外のどさんこプラザの取り組みなどについて伺ってまいりましたが、11月9日に、タイのバンコクに海外で2店舗目となるどさんこプラザを開設する、知事によるトップセールスも行うなど、震災による影響を払拭し、インバウンドや海外販路の拡大に向けて取り組むなどと答弁されております。

どさんこプラザバンコク店のオープンは11月9日の予定とのことですが、食と観光は、海外需要を取り込む上で本道経済の柱でもあり、その需要の回復は喫緊の課題と考えます。

知事は、さきに、我が会派の同僚議員の質問に対し、セミナーや商談会など、機を逸することなく取り組むなどと答弁されております。

この際、新店舗のオープンを待つことなく、早急にプロモーションに着手すべきと考えます。所見を伺います。

また、今後、海外で行うプロモーションは、被災地で生産された食品などを中心として、被災地には負担を求めない形で実施すべきと考えます。あわせて所見を伺います。

○高橋知事 食と観光の振興についてであります。今般の震災により、特に多く訪れているアジアの方々などの来道への影響が懸念されることから、海外に対して、震災による影響を払拭するとともに、北海道ブランドである食と観光を早急にPRしていくことが必要と考えるものであります。

このため、道では、台湾、香港など六つの国と地域において、民間機関と連携した食と観光セミナーを行うほか、富裕層が多く、情報発信力が高いシンガポールと、新たに開設するバンコクのどさんこプラザにおいて、生産者フェアや商談会を行うほか、生産者の負担にも配慮した被災地の商品のPRを行うなど、食と観光が連携した取り組みをより効果的に進めることといたして

おります。

また、どさんこプラザ開設記念の際には、私自身が現地に赴き、アイヌの伝統的な楽器などによるステージや、タイの政府要人などをお招きして道産ワインなどをPRする「食とワインの夕べ」を開催するなど、北海道の安全、安心、そして、心から海外の方々をお迎えするというメッセージをしっかりと発信し、食と観光の需要の喚起に取り組んでまいる考えであります。

以上であります。

○吉井透委員 それでは次に、国際化への対応について伺います。

今日、道は、本格的な国際化時代に向けて、さまざまな分野での取り組みを加速させていかなければならないと考えます。

さきの各部審査では、JICAとの連携などについて伺ってまいりましたが、担当者の勉強会や情報交換、世界各国の研究者との交流、他県の取り組みの情報収集を行うなどと答弁されております。

各国から来道されている研究者の方々は、将来、帰国後に本道のよきサポーターとなることが期待される方々であると考えます。

知事が直接これらの方々と面会し、交流する機会を設けてはいかがでしょうか。所見を伺います。

また、今後、新たな国際交流の取り組みの推進に向けて、JICAとなお一層の連携を図るため、職員の相互派遣などを含む包括連携協定を締結してはいかがでしょうか。あわせて所見を伺います。

○高橋知事 道の国際化への対応についてであります。道といたしましては、農業や寒冷地技術など、北海道の特色を生かした国際貢献を行っていくことが重要と考えるところであり、道や道内の試験研究機関、JICAなど国際協力団体が連携を強めていく必要があると認識いたします。

こうした中、将来、国や地域のリーダーとしての活躍が期待される、各国から来道されている研究者の皆様方には、本道のよき理解者になっていただきたいと考えるところであり、関係団体とも連携して、交流する機会を設けてまいりたいと考えます。

また、JICAとの包括連携協定の締結については、研修医の受け入れや専門家の派遣、双方の職員等の人材交流などを含む協定を既に締結している他県の事例もありますことから、今後、道といたしましても、そうした事例の情報収集を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えます。

以上であります。

○吉井透委員 最後の質問です。

種子生産について伺います。

これまでも議論させていただいておりますが、農業の振興を図る上で、種子の安定供給は大変重要な課題と考えます。

生産現場からは、小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった主要畑作物についても、種子生産に関する条例の対象に加えてほしいとの声が寄せられております。

さきの各部審査では、条例素案において当該作物を含めていくことについて引き続き検討してまいるとの御答弁であり、対象作物の範囲に関して明確な回答はなされませんでした。

そこで、食料基地・北海道の知事として、種子の安定供給に向けて、条例の対象作物の範囲についてどのように対応されようとしているのか、伺います。

○高橋知事 条例の対象作物などについてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給が不可欠であると認識をいたします。

道といたしましては、地域からの意見、これまでの道議会や審議会などでの御議論を踏まえ、輪作体系の確保や生産力の向上、さらには、安全、安心な道産農産物に対する需要への対応といった点も考慮し、条例素案において、稲や麦、大豆に加え、小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった作物を対象として明示した上で、審議会などでの議論もいただきながら、年内をめどに条例案を取りまとめてまいります。

以上であります。

○吉井透委員 ありがとうございました。終わります。

○松浦宗信委員長 以上で吉井委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

佐野弘美君。

○佐野弘美委員 今回の北海道胆振東部地震及び前代未聞の北海道大停電の後、我が会派として、直ちに被災地に入り、さまざまな要望等を伺ってまいりました。その一人として、以下伺います。

発災後、初めて、むかわ町に出向き、被災した3町を回られた知事のお気持ちをまず伺います。

○松浦宗信委員長 知事高橋はるみ君。

○高橋知事 被災地の視察などについてであります。このたびの地震では、私自身が、9月7日及び9日に、厚真町、安平町、むかわ町における山腹崩壊など、被害状況をヘリコプターにより上空から視察したほか、16日には厚真町を訪れるとともに、発災後、間もなく1カ月となる一昨日は、3町に赴き、改めて復旧の状況を視察するとともに、町長から要望をお伺いするなど、意見交換を行ったところであります。

私といたしましては、余震が続く中、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、きめ細やかな支援に努めるとともに、道民生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインの復旧、産業被害からの復興に向け、関係機関と一体となって、全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 復旧、復興に全力で取り組むとの御答弁でありましたが、今回の震災、大停電では、2016年の大雨災害の検証が生かされ、直ちに災害対策本部を設置し、本庁に指揮室を立ち上げ、関係者が一堂に集まり、人命救助を第一に、また、被害状況の把握の進行に伴って、救助の指示や情報発信がなされたと分科会で答弁されました。

本部長たる知事の初動は、停電した公邸の中での待機ではなく、非常用電源が起動して情報収集ができる指揮室に登庁し、陣頭指揮をとるべきだったなど、課題はあると考えるところですが、議会での指摘も踏まえ、知事は、検証委員会での検証にどのような姿勢で向かうおつもりか、伺います。

○高橋知事 このたびの災害対応に係る検証についてであります。このたびの地震では、発災後、直ちに災害対策本部を設置するとともに、私から、被害状況をしっかり把握し、人命最優先に的確な応急対策を講ずるよう指示いたしましたところでもあります。

本庁に設置した災害対策本部指揮室において、各班ごとに被害状況の確認を行うとともに、その状況の報告を受け、私から必要な指示をしたところであり、道としての的確な応急対策がとれたものと考えるところであります。こうした一連の対応については、外部の有識者や防災関係機関等で構成し、11月上旬に設置をする検証委員会において、しっかりと検証してまいる考えであります。

以上であります。

○佐野弘美委員 しっかりと検証することは重要です。

知事は、北海道大停電をいつ認識し、いつの時点で報告を受け、そして、どのような対応を行ったのでしょうか。

○高橋知事 停電などの情報についてであります。道では、北電からの連絡がない中、災害対策本部指揮室において北電に確認したところ、9月6日5時35分に全戸停電を確認したものであり、私といたしましては、6時20分の登庁の際に、被害情報の第1報として報告を受けたところでもあります。

その後、7時から災害対策本部員会議を開催し、北電から、295万戸の停電戸数となっていることや、水力発電所による発電の開始など、復旧に向けた取り組みについての報告を受けたところでもあります。

以上であります。

○佐野弘美委員 道が知ったのは5時35分とのことですが、では、北電が電気事業者としてブラックアウトの判断をいつ行ったか、道は聞いているのでしょうか。当日、北電からの連絡はどのようになされたのでしょうか、伺います。

○高橋知事 ブラックアウトに係る認識についてであります。北電によれば、中央給電指令所及び系統制御所において、系統電圧や周波数などの状況から、9月6日3時25分にブラックアウトになったことを確認したとのことでありました。

また、道では、北電からの連絡がない中、災害対策本部指揮室において北電に対して確認した

ところ、5時35分に全戸停電を確認したものであります。

以上であります。

○佐野弘美委員 北電は、3時25分にブラックアウトを確認したのに、道が確認するまで2時間も情報提供をしませんでした。

知事は、このことをどう認識し、対応されたのでしょうか。

○高橋知事 情報提供に係る電力事業者の役割についてであります。災害時には、正確な情報を速やかに伝達することが極めて重要であり、道といたしましては、停電発生後の北電の対応について十分検証するとともに、正確かつ迅速な情報伝達に努めるよう求めてまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 2時間あれば、もっとできることがあったはずですが。

分科会審議では、災害対応における情報の収集や住民の避難行動、救出活動、医療活動、避難所の運営、物資の支援などを検証項目とし、停電後の対応については、ライフラインの項目で検討すると答弁されました。

ブラックアウトの検証について伺います。

国も北電も、北海道大停電——ブラックアウトの検証を行うとしていますが、道としても検証が必要と考えます。

我が会派の代表質問、一般質問で、電源立地の一極集中のリスクや火力発電所の耐震性等について伺ってきましたが、ブラックアウトになぜ至ったのか、なぜ防げなかったのか、道が想定していなかった問題や、どうすれば防げるのか、どのような対応が必要かなど、道としても厳しく検証する必要があるのではないのでしょうか。知事はいかがお考えですか。

○高橋知事 大規模停電の検証についてであります。このたびの大規模な停電については、国の電力広域的運営推進機関において検証委員会が設置され、原因の分析や再発防止策に関する技術的な検証が行われているところであります。

道といたしましては、こうした事態を再び生じさせないため、北電と国に対し、検証委員会の結果を踏まえて、発電設備や電力システムのあり方を含め、電力の安定供給に万全を期するよう求めるとともに、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできるだけ緩和していけるよう、停電対策のあり方や非常時の備えなどについて、道として検証し、必要な対策を講ずる考えであります。

また、エネルギーの分散化の観点も踏まえながら、災害時の備えとしても重要なエネルギーの地産地消の促進に向けて、新エネ導入加速化基金などを活用するなどして取り組んでまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 道では、今後の再びの大規模停電を想定し、そのため、今回のブラックアウトそのものについても検証ができるよう、専門家を入れ、検証委員会を立ち上げるべきと考えます。知事の見解を伺います。

○高橋知事 今後の対応についてであります。このたびの災害では、大地震による大きな被害に加え、道内全域にも及ぶ大規模な停電により、道民の暮らしや産業活動が重大な影響を受けているところであります。

道といたしましては、有識者や防災関係機関等から成る検証委員会を11月上旬に設置し、停電発生後の対応など、一連の災害対応について検証を行い、年度内をめぐりに中間提言を取りまとめ、必要な対策を講じてまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 大停電を招いたエネルギーの一極集中の問題は、国と北電任せではなく、道がしっかり検証して、エネルギーの分散化を図る責任があります。

北海道町村会の棚野孝夫会長は、北海道の電力体系がどうあるべきか、道が中心になって取り進めてほしいと述べています。重く受けとめるべきと指摘をします。

次に、女性登用の促進について伺います。

今回の内閣改造で任命された閣僚のうち、女性は、片山さつき地方創生相ただ一人の登用でした。

女性活躍を掲げた2014年の第2次安倍内閣の5人を最高に、同じく2014年の第3次安倍内閣のスタートで4人となり、その後の内閣改造では、2015年に3人、2017年に2人と、年ごとに減少し、今回、ついに1人となり、まるでゼロへのカウントダウンですが、本年5月には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定され、積極的な女性の登用がなされるものと期待されていたところです。

今回の事態は、世界の流れに逆行するばかりでなく、女性活躍の看板をみずからおろし、女性軽視の姿勢を示したとの批判が強まっていることを知事はどう受けとめるでしょうか、伺います。

○高橋知事 女性の活躍推進についてであります。今回の組閣において、女性閣僚の登用が1名にとどまったところではありますが、各省庁の大臣は、適材適所の観点から任命されているものと認識をいたします。

国では、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略において、女性の活躍推進を成長戦略の柱として取り組んでいるところであり、道といたしましても、社会のあらゆる分野で、女性がその能力を十分に発揮して活躍できる社会の実現に向け、道内の各界各層や各地域など、オール北海道で取り組んでまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 適材適所との答弁は、同じ女性として余りに残念です。

今回の人事について、日本経済新聞は、活躍推進に逆行と異例の批判をし、野田聖子前総務大臣も、数が減り続けているので大変心配していると述べられています。

せめて、高橋知事には、道の幹部職員への女性登用の促進に、ぶれずに努力していただきたいと指摘をします。

知事部局で、本庁課長級以上の女性職員の割合が本年度で7.5%と、目標の8%に近づいたことは一歩前進と率直に評価するところです。

しかし、警察や教育委員会などを含めた、全国の女性公務員の管理職の登用状況調査では、北海道は5.2%で、相変わらず下から4番目という恥ずかしい位置にとどまっています。

知事は、このような状況をどう受けとめ、今後、どのように女性登用率を高めていこうというお考えか、伺います。

○高橋知事 女性の登用についてであります。道においては、転居を伴う広域の異動が多く、女性にとって育児などで異動に困難が伴うことなどにより、都府県と比べ、幹部職員への登用が進まない状況にあるところであります。

一方、現在の勤務地での昇任などの取り組みにより、知事部局における本庁課長級以上の女性職員は、平成26年度の31名、4.0%から、30年度には60名の7.5%と、着実な伸びを見せているところであります。

今後とも、主幹級や主査級への積極的な登用を進め、意識を高めるとともに、能力の向上を図りながら、適材適所の考え方に立って、幹部職員への登用に努めてまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 知事の答弁からは、北海道が全国平均の9%の約半分で、しかも、ワースト4位であるという自覚が全く感じられません。

他県では、鳥取県の18.4%を筆頭に、女性の登用率が10%以上というところが9団体もあるではありませんか。いずれも、知事の強いリーダーシップのもとに、女性登用を強力に推進してきたと伺っております。

高橋知事が本当に女性の活躍推進を目指すならば、何よりも、そういう先進県の取り組みを参考にすべきではありませんか。知事の見解を伺います。

○高橋知事 女性職員の登用についてであります。全国的には、各都府県が置かれている状況や、組織、人員などの体制が異なるため、女性の登用の取り組みについても違いがあるものと受けとめるところであります。

道におきましては、これまでの取り組み等により、女性職員の登用を進めてきているところであり、目標とする平成31年度における登用率の8%の達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 進んではいても、全く全国に追いついていません。これまでの取り組みでは、取り残される一方であると指摘をします。

女性職員の登用率を高めていくためには、男性の育児参加が重要です。

分科会では、男性職員の育児休業取得率は、目標の10%に対し、1%から3%台であり、今年度は増加傾向にあるものの、まだまだ低い現状です。知事の認識を伺います。

○高橋知事 男性職員の育児休業についてであります。男性職員が子育てに参加しやすい職場

環境を整えていくことは、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍促進の観点からも大変重要なことであり、男性職員の育児休業の取得率の目標達成に向けた取り組みを進めていくことが必要と認識いたします。

道では、毎年度、各所属において、子育てサポートに係る職場研修を開催するなど、意識改革と制度の周知に努めるとともに、本年度から、男性職員向けのリーフレットに、育児休業の体験談や育休中の給与等を掲載するなどの新たな取り組みも行っているところであり、男性職員の育児休業取得者数も増加しているところでもあります。

今後とも、誰もが育児に参加しやすい職場環境づくりに向け、職場の上司である管理職員を含めた全ての職員の一層の意識改革に努めてまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 次に、部長級への登用について伺います。

これまでも繰り返し質問してきましたが、道の部長級への女性の登用が相変わらず進んでいない実態が各部審査で明らかになりました。

過去5年間における部長級職員のうち、女性職員は、2014年度が2名、2015年度が3名、2016年度と2017年度がゼロ名、本年度が1名と低迷したままです。

知事は、このような実態をいつまで放置されるおつもりでしょうか。早急に、女性の部長職への登用を進めるべきと考えますが、知事の決意を伺います。

○高橋知事 女性職員の登用についてであります。特別職や部長級職員などの選任に当たっては、道政を取り巻くその時々の諸情勢を総合的に勘案するとともに、経験や識見等を十分考慮しながら、適材適所を基本として行っているところでもあります。

また、職場環境の整備や人材育成の取り組みなどにより、将来の幹部登用につながる本庁課長級以上の女性職員を初め、主幹級、主査級の職員は確実に増加してきているところでもあります。

今後とも、人材の育成に努めるとともに、適材適所の配置のもと、積極的な女性登用に努めてまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 またも適材適所とのお答えですが、今回の各部審査で、高橋知事になってからの15年間の部長級の総人数は393名で、そのうち、女性はわずか8名であることが初めてわかりました。

内訳は、本庁で、延べ185人のうち、女性が4人、各種委員会等で、延べ79人のうち、女性がゼロ人、振興局で、延べ129人のうち、女性が4人です。なぜ、こんなに少ないのでしょうか。

部長職全体での女性の登用が、わずか8名で、率にして2%という現状を知事はどう受けとめ、今後、速やかな登用促進にどのように取り組むおつもりでしょうか、伺います。

○高橋知事 女性登用に係る今後の取り組みについてであります。部長級職員については、道政を取り巻く諸情勢を総合的に勘案しながら、先ほども御答弁申し上げましたとおり、適材適所を基本に、経験や識見等を十分考慮し、当該職にふさわしい職員を登用、選任してきているとこ

ろであり、これまで発令した女性職員数についても、平成15年度以降は延べ8名となっており、それ以前からは増加しているところであります。

本庁課長級以上の女性職員層は確実に増加してきているところであり、今後とも、さまざまな部署で経験を積んだ有為な人材の登用に努めるとともに、適材適所の配置を進めながら、それを原則としつつ、積極的な女性登用を図ってまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 知事の答弁は、相変わらず、適材適所と言うばかりで、真剣に登用促進に取り組んでいこうという積極的な意欲を感じられないのは極めて残念です。

本庁課長級以上の女性職員の割合は、4年間で4%から7.5%に急伸びましたが、その努力をなぜ部長級の登用でも実行しようとししないのでしょうか。

部長級のポストは道全体で47あり、高橋知事の15年で、延べ393名のうち、わずかに8名で、重複を除くと、たった6名ではありませんか。それでも、知事は、部長職への女性の登用を急ぐ考えに至らないのはなぜでしょうか。

16年間も北海道知事を務められてきた高橋知事が決断されたら、誰も反対できる人はいないのではないのでしょうか。もっとスピード感を持って、積極的に部長職への女性登用を進めるべきではありませんか。再度伺います。

○高橋知事 女性職員の登用についてであります。部長職などについては、これまでも、経験や識見等を十分考慮するとともに、道政を取り巻くその時々諸情勢を総合的に勘案しながら、適材適所を基本として選任を行っております。

引き続き、将来の幹部登用につながる本庁課長級等への登用をさらに進めるなど、積極的な女性登用に努めてまいります。

以上であります。

○佐野弘美委員 あくまで適材適所とのことで、本気で実現しようという意思が見えないことは余りに残念です。

女性が輝く北海道行政は道民の願いでもあることを申し上げまして、私の質問を終わります。

○松浦宗信委員長 以上で佐野委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時53分開議

○松浦宗信委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を行いました結果、議案第1号ないし第3号及び第25号につきましては、いずれも原案のとおり決すべきとの結論を得た次第でありますので、御報告いたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案可決とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号ないし第3号及び第25号につきましては、いずれも原案可決と決定いたしました。（「委員長」と呼ぶ者あり）

大越農子君。

○大越農子委員 私は、この際、動議を提出いたします。

本委員会における審議の経過に鑑み、次に申し上げる附帯意見、すなわち、

1. 北海道の地震観測史上初となる震度7の巨大地震が発生し、震源に近い胆振東部などでは、道民のとうとい命が犠牲になるとともに、大規模な土砂崩れなどで大きな被害が生じた。また、この地震をきっかけとした道内のほぼ全域に及ぶ停電が、道民生活や企業活動などを直撃し、大きな影響を及ぼした。

道は、このたびの北海道胆振東部地震からの復旧、復興に、被災地域と一体となって全力で取り組むことはもとより、特に大規模停電の影響が大きかった観光関連産業や酪農を初めとする1次産業等の一日も早い復興と、さらなる成長発展に向けてしっかり取り組むべきである。

1. 甚大な被害を及ぼす自然災害が発生し、国民生活に著しい影響を与えた場合に、災害復旧事業等の迅速かつ円滑な実施が可能となるよう、地方公共団体等に特別な財政援助を行う激甚災害制度は、制度創設から既に半世紀以上が経過し、負担率のかさ上げ基準など、制度のさまざまな面で、社会情勢の変化や、厳しい財政状況にある地方公共団体の実態を必ずしも適切に反映できていない面も見られる。

道は、自然災害に強く、安心して住み続けられる地域づくりやインフラ整備が促進されるよう、激甚災害制度の抜本的な改正を国に強く求めるべきである。

1. 北海道胆振東部地震をきっかけとした道内全域に及ぶ大規模停電は、道民生活や道内の産業活動を根底から揺るがす事態となった。

道は、こうした大規模停電に至る経過はもとより、電力供給に関する道内の現状や、改正電気事業法の施行後の対応も含め、電力の安定供給に向けた検証等をしっかり行い、道民が安心して暮らすことができ、企業も、電力供給の制約を感じることなく、積極的に事業展開

ができる万全の供給体制の実現が図られるよう、国や北海道電力に強く働きかけるべきである。

1. 人口減少や少子・高齢化の進展などに伴い、人手不足が深刻化していることから、政府では、外国人材の受け入れの拡大に向けた制度改正を検討している。

本道においても、農林漁業や建設業、水産加工業、介護・福祉分野など、幅広い分野で人手不足が深刻化していることから、女性や高齢者など、多様な方々の就労促進のみならず、外国人材の活用も、時期を失することなく検討する必要がある、本道の実情を反映した制度設計がなされるよう国に働きかけるとともに、受け入れ環境の整備など、必要な取り組みを早急に進めるべきである。

1. J R 北海道の事業範囲の見直しについては、現在、国において、地域と公共交通のあり方に関する考えを再度整理している段階だが、この問題が、北海道という一地域における J R の利用状況だけで議論されるべき問題ではなく、人口減少や地域の活力維持に悩みながら対策に取り組んでいる全国全ての地域に共通する課題であるとの認識のもとで、国と議論を進めていく必要がある。

その際には、J R の利用促進はもとより、交通ネットワークのかなめである J R 北海道をめぐるさまざまな課題解決に向け、道、市町村、経済界等が一体となって取り組むべきである。

以上の意見を本委員会の意見として委員長報告文に加えていただきたく、動議を提出いたします。

各位の御賛同をお願い申し上げます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○松浦宗信委員長 ただいま大越委員から動議の提出があり、賛成がありますので、本動議は成立いたしました。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、大越委員の動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認めます。

よって、大越委員の動議は可決されました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松浦宗信委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○松浦宗信委員長 本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、9月28日に設置以来、平成30年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、橋本副委員長、大越、笹田両分科委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後 5 時 閉会